

令和 2 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発  
事 業 実 施 状 況  
( 個 別 事 業 )

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部



## 目 次

・ 知事直轄組織（知事室長）	1
・ 知事直轄組織（職員長）	9
・ 危機管理部	14
・ 総務部	15
・ 政策企画部	17
・ 府民環境部	18
・ 府民環境部（人権啓発推進室）	29
・ 文化スポーツ部	50
・ 健康福祉部	55
・ 商工労働観光部	80
・ 農林水産部	86
・ 建設交通部	89
・ 教育庁	91
・ 警察本部	103



【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
メディア関係者等に対する働きかけ		随時	<p>(1)事業の目的・概要 人権に配慮した取材・報道の実施</p> <p>(2)内容 府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請する。 〔対象者及びその数〕 府政記者クラブ加盟17報道機関</p> <p>(3)評価 ①効果 人権に配慮した取材・報道がなされた。 ②課題・今後の方向性 人権の侵害を疑うような取材や報道は確認されておらず、趣旨が伝わっていると考えるが、引き続き、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」の趣旨を説明し、人権に配慮した取材及び報道について継続して要請することが必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	メディア関係者等		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
きょうと府民だよりの発行		8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)  ほか	<p>(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。</p> <p>(2)内容 府政広報紙による人権啓発 ・8月号:人権強調月間特集「新型コロナウイルス感染症をめぐる人権」 ・12月号:人権週間特集「犯罪被害者等」 ・シリーズ記事 人権ロコミ講座(5、6、7、9、10、2、3月) :同和問題をはじめ、多文化共生、新型コロナウイルス感染症などに関する人権問題について掲載 お知らせコーナー 人権問題法律相談(4月)、ヒューマンフェスタ(11月)</p> <p>〔数量〕 毎月 1,220,000部 (別途文字拡大版 800部・点字版250部、テープ版・デージー版(CD)420本)</p> <p>(3)評価 ①効果 新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題など時機に即したテーマを提供できた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、人権に関する身近な話題やタイムリーな話題を中心に紙面づくりを行っていく。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
テレビスポット放送		5月 (憲法週間)	(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。 (2)内容 人権問題に関するスポット放送を行う。 [放送局] KBS京都 [放送内容] 5月(児童虐待)、8月(インターネットの人権)、9月(いじめストップ)、12月・3月(インターネットの人権、性の多様性)の5か月間について、時期に見合ったテーマを選定し、30秒のCMを放送 ※新規制作分 [放送月] 5月、9月、12月、3月…毎日1回 8月…毎日2回 (3)評価 ①効果 どのようなことが児童虐待に該当するのかなど、多様な人権問題を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただいた。 ②課題・今後の方向性 人権問題をわかりやすい映像を通じて、認識できるよう継続して実施していく。
新規・継続	継続	8月 (人権強調月間)	
担当課(室)	広報課	9月 (就職採用選考)	
人権教育・啓発の対象・手法等		12月 (人権週間)	
人権教育・啓発の場	家庭	3月 (就職)	
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [きょうとほっと情報]		5月	(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。 (2)内容 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送。 [放送局]KBS京都 [放送内容] 11月(京都ヒューマンフェスタ、ワークライフバランスウィーク)、12月(人権週間)、 2月(いのちの日シンポジウム)において、1分の広報ラジオ番組(KBS京都)を放送 [放送回数] 11月:京都ヒューマンフェスタ 12回、ワークライフバランスウィーク 12回 12月:人権週間 ※12月2～8日の放送の「成人年齢引き下げイベント」インフォメーションで10秒喚起 2月:いのちの日シンポジウム 5回 (3)評価 ①効果 身近な問題を取り入れることで、人権を自分自身に関わる具体的な問題として、認識していただいた。 ②課題・今後の方向性 府の行事や催しのお知らせの他、府政のさまざまな情報を分かりやすく府民に紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、人権問題を具体的な問題として認識してもらえるよう実施していく。
新規・継続	継続	8月	
担当課(室)	広報課	9月	
人権教育・啓発の対象・手法等		12月	
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [Meets the Kyoto]		8月	(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。
新規・継続	継続	12月	(2)内容 広報ラジオ番組において人権月間・週間をお知らせする内容を放送。 [放送局]エフエム京都 [放送内容] 8月(人権強調月間(主に子どもの人権))、12月(児童虐待防止(オレンジリボン)) [放送回数]計2回
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			
			(3)評 価 ①効果 人権を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただいた ②課題・今後の方向性 今後も府の取組を分かりやすく紹介する広報ラジオ番組を活用し、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していく。

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		8月	(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。
新規・継続	継続	12月	(2)内容 人権問題に関するスポット放送を実施 [放送局]エフエム京都 [放送内容] 8月(人権強調月間)、12月(北朝鮮人権侵害問題)において、60秒のスポット番組を放送(エフエム京都) [放送回数] 8月:(人権強調月間)31回 12月:(北朝鮮人権侵害問題)7回 ※別途12月の人権週間中、人権以外の内容の府広報番組(エフエム京都)で10秒の注意喚起(計19回)
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			
			(3)評 価 ①効果 身近な問題を取り入れることで、人権を自分自身に関わる具体的な問題として、認識していただいた。 ②課題・今後の方向性 身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していく。

【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		12月	<p>(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。</p> <p>(2)内容 人権問題に関するスポット放送を実施                      [放送局]KBS京都 エフエム京都                      [放送内容]                      12月の人権週間をフォローする形で冬休みを中心に若年層に、基本的人権の大切さを訴える内容のスポット番組を放送(KBS京都 20秒、エフエム京都 30秒)                      [放送回数]KBS京都:42回、エフエム京都:34回</p> <p>(3)評価                      ①評価                      特に若年層を意識した広報活動を行っており、身近な問題を取り入れることで、人権を自分自身に関わる具体的な問題として、認識していただいた。                      ②課題・今後の方向性                      身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していく</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [京都トークRUN]		8月	<p>(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。</p> <p>(2)内容 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送。                      [放送局]KBS京都                      [放送内容]                      8月(人権強調月間(主に子どもの人権))、11月(児童虐待防止(オレンジリボン))                      1月(女性活躍サミット(WIT))                      [放送回数]計3回</p> <p>(3)評価                      ①効果                      人権を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただいた                      ②課題・今後の方向性                      今後も府の取組を分かりやすく紹介する広報ラジオ番組を活用し、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			



【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国人住民に対する生活情報の提供・相談体制の充実		通年	<p>〔目的・概要〕</p> <p>○外国人住民総合相談窓口の運営 「京都府外国人住民総合相談窓口」(令和元年6月開設)において、外国人の生活相談に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語で情報提供及び相談を行う。また、外国人住民が増加している市町村を中心に出張相談を実施する。</p> <p>(対応言語) 日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ネパール語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、マレー語、スペイン語、イタリア語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語 全20言語</p> <p>○多言語による生活情報の提供 ①府のホームページによる発信(英語、中国語、韓国・朝鮮語) ②メールマガジン「Kyoto Prefecture Monthly News」(英語版)の発信(1回/月) ③留学生スタディ京都ネットワークのポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p> <p>○やさしい日本語の活用・普及促進 外国人住民とのコミュニケーション手段として有効な「やさしい日本語」の行政機関での活用と 府民への普及を促進</p> <p>○府庁舎における多言語対応の推進 外国人住民への円滑な多言語対応のため、オンライン通訳サービスや通訳機器を導入</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民(約6万1千人)</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度相談窓口実績: 1, 904件</li> <li>・新型コロナウイルスに関する情報を、日本語ページにあわせて、英語、中国語、ベトナム語、「やさしい日本語」で随時掲載し、市町村や関係団体を通じて外国籍府民に情報提供を行った。</li> <li>・多言語による相談対応を引き続き実施することが必要</li> </ul>
新規・継続	新規・拡充・継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関相互の連携・充実		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
地域における日本語教育の推進		通年	<p>〔目的・概要〕 「地域における日本語教育推進プラン」(令和元年12月策定)に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民(約6万1千人)</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援</li> <li>・初期日本語教育の場の設置と、広域的な展開のための研修機会の提供</li> <li>・府、市町村、地域日本語教室、企業等が参加する意見交換会の実施</li> <li>・日本語教育の推進に取り組む市町村の支援(きょうと地域連携交付金)等</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援者養成講座実施 開催地域:宮津市 養成数:17人</li> <li>・初期日本語教育実施 参加者数:52人</li> <li>・引き続き、日本語教育を進めるためのプランに基づいた取組を実施する。</li> </ul>
新規・継続	新規		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人住民に対する災害時支援体制の整備		通年	<p>〔目的・概要〕 (公財)京都府国際センターと協働して、行政機関、市町村国際化協会やNPO団体と連携し、外国人住民に対する災害時支援体制を整備する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民(約6万1千人)</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時多言語支援センター開設・運営支援</li> <li>○災害時外国人支援ネットワーク会議、防災訓練</li> <li>○災害時外国人サポーター((公財)京都府国際センターボランティア)等の募集・登録・研修</li> <li>○外国人のための防災ガイドブックの作成・配布</li> </ul> <p>(作成言語) やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語</p> <p>(配布場所)府内市町村、地域の日本語教室、市町村国際化協会等</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時外国人支援ネットワーク会議を3回開催し、府・市町村・関係機関で情報を共有し、災害時における支援体制の連携強化を図った。</li> <li>・外国人住民及び日本人支援者を対象に災害や防災への理解を深めるための継続した取組が必要</li> </ul>
新規・継続	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国人住民の生活環境の整備		通年	<p>【概要】</p> <p>○外国人研究者・留学生等のための住居支援</p> <p>1留学生寮の運営 「きょうと留学生ハウス」や「きょうと留学生オリエンテーションセンターさつき寮・みずき寮」に「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p> <p>2外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施</p> <p>3短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間(原則1年以内)滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供</p> <p>○外国人のための医療ガイドブック 外国人が日本の病院にかかる際に役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集(体の部位、症状等)を作成し、ホームページに掲載 (作成言語)やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p> <p>○外国につながりをもつ子どもへの教育支援(公益財団法人京都府国際センター実施事業) 多言語資料等の提供及び教員、支援者、ボランティアを対象とする研修会</p> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ガイドブックについて、日本語が不慣れな外国籍府民が日本の病院にかかる際に、医師に症状を伝えることに寄与</li> <li>・外国につながりをもつ子どものための居場所づくり支援としての「学びを支える研修会」を開催</li> <li>・オンラインによる教育支援を4件104回実施</li> </ul>
新規・継続	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織(知事室長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
多文化共生施策の検討		通年	<p>〔概要〕 外国人住民が府内で生活する際の課題抽出やその解決のための施策等について、外国籍府民共生施策懇談会、産学公連携海外人材活躍ネットワーク、京都府外国人材受け入れ・共生施策推進本部会議等において検討。</p> <p>〔評価〕 ・産学公連携海外人材活躍ネットワーク会議を1回開催 ・ワーキング会議において、有識者も交え、多文化共生の推進に係る現状、課題、対応について、照会し、情報共有を行った。 ・引き続き、多文化共生の推進に取り組んでいくことが必要</p>
新規・継続	新規・継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
自己啓発の支援 (研修情報の提供)			<p>(1)事業の目的・概要 府職員の人権意識高揚のための自己啓発を支援する人権関係情報の提供</p> <p>(2)内 容 ○事業種別 京都府職員ポータルサイトへ人権研修資料を掲載 ○テーマ等 &lt;掲載資料&gt; ◇世界人権宣言 ◇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ◇新京都府人権教育・啓発推進計画 ◇令和2年度人権問題研修計画 等 ◇研修講演録 ◇研修用スライド ○事業規模 全職員対象</p> <p>(3)評 価 ①効果 情報の提供により、人権意識高揚に向けた自己啓発の促進に役立てた。 ②課題・今後の方向性 アクセスのしやすいポータルサイトの運営</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権			

【知事直轄組織(職員長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	京都府職員人権問題研修(職務基本研修・実務支援研修)	② 担当課(室)	職員研修・研究支援センター
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、採用年次や職位により指名する。 職務基本研修の重要なテーマとして人権問題研修を実施する。また、聴覚障害のある方との意思の疎通を図る上での一助として、実務支援研修で手話研修を実施する。		
④ 対象者	職務基本研修:採用年次や職位により指名する職員、実務支援研修:職務等に必要で希望する職員	⑤ 参加者数	延べ1,255人(⑩898人)
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年4月1日	京都平安ホテル	人権問題	府人権啓発推進室主幹兼係長 藤田 育	講義
2	令和2年10月16日	京都学・歴彩館	人権問題	高齢者総合福祉施設神の園総合施設長 齋藤裕三	講義
3	令和2年8月25日	ルビノ京都堀川	人権問題	府人権啓発推進室長 角田 幸総	講義
4	令和2年12月21日～ 令和3年1月18日	リモート研修(動画視聴)	インターネット上における人権問題	違法・有害情報相談センター センター長 桑子 博行	講義
5	令和2年5月27日	(資料配付)	人権問題	府人権啓発推進室	資料配付
6	令和3年3月3日～17日	リモート研修(動画視聴)	手話の基礎知識	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 田原 絵里	講義
7	令和3年3月3日～17日	リモート研修(動画視聴)	聴覚障害の理解	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 内川 大輔	講義
8	令和3年3月3日～17日	リモート研修(動画視聴)	聴覚補償と環境整備	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 荻野 晴生	講義
9	令和3年3月18日、 19日	メルパルク京都	手話実技	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 近藤 幸一、今川 広江、 田原 絵里	その他(実技)

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職員には、公務員として人権問題に関する様々な課題をより広く深く認識し、その解決に向けて真摯に 取り組む姿勢と、人権の視点に立って職務を遂行する姿勢の確立に役立つよう、人権尊重の理念や個別の人権 課題の現状・課題、人権行政の動向をテーマとした。</li> <li>・ 管理・監督職員には、人権問題を巡る現状を的確に把握し、人権尊重社会の実現に向け職責に応じ積極的な 役割を果たすことができるよう、様々な人権問題の現状・課題や府の人権行政の推進方針をテーマにした。</li> <li>・ 福祉施設等の職員を講師に迎え、現場の状況をリアルに話していただいたり、講義とワークショップの組み 合わせやグループ討議等参加型研修を取り入れるようにし、単に「知識」として学ぶだけでなく、自らが考え、体験することで人権意識を高めるよう工夫を行った。</li> </ul>
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用年次や職位による指名研修であり、公務都合等特別な事情のある者を除き対象者全員の参加を得ている。</li> </ul>
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若手職員に対し同和問題をはじめとして、様々な人権問題について、正しい理解のための情報を継続的に伝 えていくことが重要である。</li> <li>・ アンケートでは、「権利を主張することが困難な人の人権を守ることは難易度の高いことだが、公務員として 一番気をつけたい」といけな。い。」や「京都府の基本方針、計画、目標を学び、業務の中で生かしていきたい。」など、気づきについての感想が多く見られ、公務員として常に人権感覚を持ち、仕事を進めていかなければな らないという自覚を促すことにつながっている。</li> <li>・ 管理職員では、「京都府の人権対策の具体的な方向性を知ることができてよかった。」「人権侵害状況の指数の 高さを知り、府民への啓発の重要性に気づいた」などの感想があり、全体として採用年次や職位による研修の 趣旨に即した受け止めがなされている。</li> </ul>

【知事直轄組織(職員長)】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	京都府職員人権問題研修(特別研修・参加型研修)	② 担当課(室)	職員研修・研究支援センター
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、職員の採用年次や職位による研修、人権問題職場指導者等への研修のほかに、全職員を対象に人権問題に特化した特別研修を実施する。また、採用5年目の若手職員を対象に人権問題に特化した参加型研修を実施する。		
④ 対象者	全職員(参加型研修のみ採用5年目の職員)	⑤ 参加者数	延べ1,549人
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年12月16日 ①10:00～12:00 ②13:30～15:30	ツラッティ千本	・千本のまち人とその歩み	京都市人権資料展示施設ツラッティ千本	講義 フィールドワーク
2	令和2年12月18日 ①10:00～12:00 ②13:30～15:30	綾部市ものづくり交流館	・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	体験、実技
3	令和2年12月22日 ①10:15～12:30 ②13:45～16:00	市民交流プラザふくちやま	・行動と体験で学ぶ人権～気づきから行動へ～	人権ワークショップ研究会代表 幸田英二	ワークショップ
4	令和3年1月13日 ①10:00～12:00 ②13:30～15:30	京都府立図書館	・部落問題を鏡として様々な人権課題について考える(全国水平社創立の地フィールドワーク)	穀雨企画室代表 渡辺 毅	フィールドワーク、 ワークショップ
5	令和3年3月23日 ①9:30～12:00 ②13:30～16:00	職員研修・研究支援センター	・ワークショップですすめる人権の学び「個人の心がけ」から「社会の構造」へ	Facilitator's LABO 代表 栗本敦子	ワークショップ
6	(動画視聴) 令和3年2月19日 (オンライン研修) 令和3年2月19日 10:30～11:45	リモート研修(動画視聴+オンライン研修)	・このまちが好きだから～被差別の歴史をもつ地域に生まれて～	崇仁発信実行委員会代表 藤尾 まさよ	講義

7	令和3年2月16日 ～3月23日	リモート研修	・聴覚障害を理解する～聞こえの共生 社会理念研修～	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	講義
8	令和2年12月24日 ～令和3年2月26日	リモート研修	・人権関連法(いわゆる人権三法)について	職員研修・研究支援センター	講義
9	令和2年12月24日 ～令和3年2月26日	リモート研修	・21世紀の人権課題と地方公務員の役割～同和問題から考える～	奈良大学文学部教授 井岡 康時	講義
10	令和2年12月24日 ～令和3年2月26日	リモート研修	・性的マイノリティの人権	世界人権問題研究センター専任研究員 堀江 有里	講義
11	令和2年12月24日 ～令和3年2月26日	リモート研修	・インターネットと人権～その関係の両義性	京都大学大学院公共政策連携研究部教授 毛利 透	講義
12	令和2年12月24日 ～令和3年2月26日	リモート研修	・ワーク・ライフ・バランス実現に向けて～コロナ危機をバネにした新しい働き方と家庭生活	京都華頂大学現代家政学部教授 斧出 節子	講義
13	令和2年12月24日 ～令和3年2月26日	リモート研修	・病気になるのは悪いこと?～コロナで問われる私たちの差別意識	諏訪赤十字病院臨床心理課長 森光 玲雄	講義
14	令和2年10月27日、29日、11月9日、11日	職員研修・研究支援センター	・わたしからはじまる人権	一般財団法人大阪府人権協会 業務執行理事 柴原 浩嗣	講義 ワークショップ



評価

<p>⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府職員の人権意識の高揚と問題解決に取り組む姿勢の確立のため、同和問題や女性、障害者などの個別の人権問題についてはこれまで</li> <li>の研修テーマを考慮しつつ、現在の人権問題、新型コロナウイルス感染症、インターネット上の人権問題等の問題にも留意するとともに、聴覚障害者について理解を深めるための研修を取り上げた。</li> <li>・ また、いわゆる部落差別解消法、障害者差別解消法及びヘイトスピーチ解消法の人権に関わる法律の整備等を受けて、その周知と理解を深めるため、法の趣旨等の説明を行った。</li> <li>・ さらに、地域における同和問題に関する具体的な取り組み等を学ぶため、フィールドワークによる部落差別解消に向けた研修を行った。</li> <li>・ 差別を自分のこととして理解できるようにするため、ワークショップを4回実施し、様々な意見を聞き、自ら考え理解することに重点をおくとともに、職場に持ち帰って活用できる実践型研修とした。</li> <li>・ 参加型研修については、採用5年目の若手職員が、同和問題など様々な人権問題の現状や課題を深く認識し、人権意識の高揚と問題解決に取り組む積極的な姿勢の確立のため、少人数でのワークショップ形式により、単に「知識」として学ぶだけでなく、自らが考え、体験することで人権意識を高めるよう工夫を行った。</li> </ul>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加総数は1,549人と多くの参加を得ており、その他の職員研修・研究支援センター研修や職場研修等によって、全職員の人権意識が高まるよう人権問題研修の受研機会の確保に努めている。</li> </ul>
<p>⑭ 研修効果(課題・方向性等)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケートでは、①研修内容等についての満足度②職務への有効性について、会場によって約6割から9割程度と、ばらつきがあり、テーマ設定や研修方法等に引続き工夫が必要と感じている。</li> <li>・ 一方、感想では、「公務員の基礎として必要な知識であることを再認識した。」「人権問題是对応も学習もとても時間のかかることであり、時間をかけることを惜しむと解決の道が遠のくことが改めて理解できた。時間をかけることが実は一番の近道であることが学べた。」「手話通訳者の方を目にする機会が増えていて、自治体の職員が広く理解すべきだと思う。そういう意味では、「聴覚障害の理解」のような動画の視聴は望ましいと思う。」「どのような立場の人にも尊重し敬意を払うこと、思いやりの気持ちを持って人と接することを心掛ける。」など、概ね好評であった。</li> <li>・ 話題性があつたり時宜を得た内容の講義は満足度が高い傾向にあるので、今後もテーマや手法をより工夫する必要があるが、人権問題を自分のこととして捉え、能動的に行動できる職員を育成するためには、集合研修とOJTの相互補完がより重要と思われる。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策として講義型研修については動画視聴研修を取り入れたが、参加のしやすさの点から概ね好評だった。</li> <li>・ 人権研修ノート活用の普及を図り、過去の受研も自己検証をしながら体系的・効果的な受講に結びつけていきたい。</li> </ul>

【危機管理部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	消防職員 初任教育及び幹部教育	② 担当課(室)	消防学校
③ 研修設定の意図及び具体的目標	「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標に基づき、本校においても消防職員の初任教育及び幹部教育に人権教育を取り入れ、消防職員の人権問題に対する正しい理解と知識の向上を図ることを目的に実施している。		
④ 対象者	消防職員(初任科:59名、初級幹部科:12名)	⑤ 参加者数	71名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年7月15日、22日、8月5日	消防学校	手話研修	京都市手話講師派遣センター	講義、手話体験
2	令和2年7月29日	消防学校	視覚障害者の現状等について	(公社)京都府視覚障害者協会	講義、視覚障害体験
3	令和2年11月11日	消防学校	LGBTと人権	京都地方法務局 人権擁護委員	講義

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	消防職員が業務を遂行する上で、人権問題について幅広い知識を習得する必要があることから、本校が実施する初任教育及び幹部教育に組み入れ実施した。 初任教育では、聴覚障害のある方に話かけることを目標として、職員が2人1組になっての手話体験を実施したほか、視覚障害体験を通じて、視覚障害者の現状を学んだ。 幹部教育では、京都地方法務局及び京都人権擁護委員連合会の講師派遣制度を活用し、LGTB等性的少数者に対する人権問題を通して消防職員として必要となる人権意識の醸成を図った。
⑬ 参加状況について	消防職員 初任教育生(59名)及び幹部教育 初級幹部科受講生(12名)
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	アンケート結果は、ほとんどが理解しやすかったとの回答を得た。 初任教育では、手話体験、視覚障害体験及び消防業務で使用する手話実技を取り入れる等の工夫を行った結果、今後の消防業務を遂行する上で大いに役立つ研修である、今後も継続して学びたいという意見が多かった。 幹部教育では、今後考えていかなくてはならない問題であると認識した等の意見があり、幅広いテーマで研修を行うことの必要性を感じた。

【総務部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
個人情報保護推進事業		随時	<p>(1)事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発等の実施</p> <p>(2)内 容 ○事業種別 啓発 ○対象者及びその数、テーマ等、事業規模 ①府ホームページ等における啓発 ・京都府の個人情報保護制度の概要、運用状況及び個人情報保護法の制度等 ②府の担当者に対する研修・啓発 ・京都府の個人情報保護制度の概要及び個人情報の取扱いに当たっての留意点等 ア 新規採用職員研修(御所西 京都平安ホテル 約160名出席) イ 新規採用臨時職員等研修(約370名資料配付) ウ 文書主任研修(京都府庁旧本館 約10名出席) ③府内大学生に対する京都府の個人情報保護制度についての講義 ・例年行われている大学での出講による講義については、新型コロナウイルス感染拡大防止対応等により、実施されなかった。</p> <p>(3)評 価 ①効果 新規採用職員対象の研修の中で行うことにより、府職員として勤務を始めるに当たり、京都府の個人情報保護制度や個人情報の取扱い等について、しっかり身に付ける機会として実施できた。 また、文書主任を対象にした研修では、各職場における個人情報の適正な取扱い等について、あらためて啓発するとともに、漏えい防止など注意喚起する機会として実施することができた。</p> <p>②課題・今後の方向性 個人情報の漏えい等の事案が連日報道される中、府においても複数の事案が発生しているところであり、職員等に対し京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号)の基本的事項の周知を図る必要がある。 今後とも各種研修等の機会を活用し、最近の個人情報漏えい事案や不適切取扱い事案の実例を紹介し、重点的に注意喚起を行うなど、条例に基づく個人情報の適正な取扱いの周知徹底に努めることとする。 なお、研修等の開催方法については、新型コロナウイルス感染拡大防止の点から、実施方法について検討する必要がある。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	政策法務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題			

【総務部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進するもの</p> <p>(2)内 容 ○事業種別 広報・啓発 ○テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)における啓発活動 ・府庁において啓発パネルを展示 ・府庁旧本館をブルーにライトアップ ・府民だより、ラジオ等による周知 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示 2 その他 ・府ホームページによる周知 ・WEB版「京都ヒューマンフェスタ2020」特設サイトにて啓発資料の展示 ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・人権強調月間にあわせて4総合庁舎において啓発パネルを展示</p> <p>(3)評 価 ①効 果 拉致問題解決のために、国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要だが、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に幅広く啓発活動を行うことで、府民に関心を持ってもらう機会となった。 ②課題・今後の方向性 拉致問題解決のためには、国民一人一人が関心を持ち続けることが重要であり、拉致問題の現状や解決に向けた取り組みについて、府民への啓発を継続して行うことが必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	総務調整課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
解決に資する人権問題等 さまざまな人権問題			

事業名		実施時期	概要
府公用封筒による啓発		通年	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>(2)内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 【標語】「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷 ○事業規模 【数量】年間420, 200枚</p> <p>(3)評 価 ①京都府の人権に係る基本姿勢について、広く不特定多数の者に伝えることができた。 ②封筒のフタ部分への印刷のためスペースが狭く、改良の余地は少ないため、現在の取組を継続して実施</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	入札課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
解決に資する人権問題等 人権全般			

【政策企画部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
公益財団法人世界人権問題研究センター		通年	<p>(1)事業の目的・概要            公益財団法人世界人権問題研究センターの運営に対して助成する。            [センターの目的]            人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(2)内 容            [センターが行う主な事業]            (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進            (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供            (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等            (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p> <p>(3)評 価            ①効 果            研究成果については、季刊誌や研究紀要としてとりまとめたほか、人権大学講座などのセンターの主催事業や人権学習出前講座、京都府・府内市町村等からの依頼による研修講師派遣や人権啓発原稿の執筆などを通じて、研究成果を府民に還元している。</p> <p>②課題・今後の方向性            人権大学講座の受講者の増加など、引き続き時宜に適った研究テーマ選択や成果の府民への還元を行う。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	企画総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者等支援活動推進費		①R2.11.22 ~ ②③年中	(1)事業の目的・概要 社会全体で犯罪被害者等をサポートできる環境づくりを推進するため、サポートチームによる総合的な支援と併せ、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図る。  (2)内容 ①[広報] 生命のメッセージ展(京都テルサで開催)(R2実績 220人入場) [対象者] 京都府民 [内容] 犯罪被害者等への理解を促進するための広報啓発としてメッセージパネルの展示・生命のメッセージ動画配信 京都ヒューマンフェスタ2020Web版において、犯罪被害者遺族の講演映像を配信 ②[広報] ホンデリング・プロジェクト [対象者] 府職員、一般府民 [内容] 犯罪被害者等支援に係る理解の促進と意識の向上を図ることを目的に、府職員や府民から書籍の寄贈を募る。寄贈された書籍を専門業者に売却し、売却代金を犯罪被害者支援センターに寄附する(R2実績 寄附冊数 13,537点、寄附金額 448,776円) ③[広報] いのちを考える教室 [対象者] 府内中高生、保護者、教職員等 [内容] 犯罪被害者遺族による講話(R2実績 3校 996人) ④[補助] 公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援 [内容] 同センターの相談、窓口等の充実  (3)評価 ○コロナ禍でイベント開催には制限がある中、生命のメッセージ講演の映像を約3箇月間配信する等、新たな手法による啓発を行い、多くの府民にいのちの尊さ、大切さを感じていただくとともに犯罪被害者や交通事故等により被害に遭われた方々等の現状や被害者支援の重要性への理解を深めることができた。 ○人権啓発月間に合わせ、府民だよりで犯罪被害者支援に関する特集記事を掲載する中で、簡単に参加できるホンデリング・プロジェクトの紹介をし、広く府民に取組を広報することができた。 ○いのちを考える教室について、コロナ禍で集合型の講演会の実施を見送る学校が多く、令和2年度は3校での開催となった。 趣旨に賛同し毎年開催する学校がある一方、開催したことがない学校も多数あることから、引き続き事業の浸透を図っていく。
新規・継続	継続		
担当課(室)	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員 警察職員・公務員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 相談機関相互の連携・充実 国・市町村・民間団体等との連携・協働		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
再犯防止施策の推進		通年	<p>(1)事業の目的・概要 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例、再犯の防止等の推進に関する法律等に基づき 策定した「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に基づき再犯防止施策を推進し、刑を終えて出所した人等を地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組を進め、刑を終えて出所した人等が、罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進める。</p> <p>(2)内容 ①互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために再犯防止に対する府民理解を促進する 広報啓発ハンドブックを作成 再犯防止啓発月間(7月)における広報やハンドブックを活用した啓発事業を実施 ②非行少年等への支援 非行少年等立ち直り支援チーム(ユース・アシスト)による支援、非行の低年齢化に対応した支援や保護者自身が抱える悩みに対する支援をモデル的に実施 等 ③関係機関と連携した福祉的施策 地域生活定着支援センターでの支援、薬物依存を有する者への支援を実施 等</p> <p>(3)評価 ○事例を交えながら、どのようにすれば当事者が再犯に至らないかを考える視点で、府民に向けた再犯防止支援のハンドブックを3,000部作成し、関係機関・団体に配布するなど、再犯防止に対する府民理解の促進を図ることができた。 ○令和3年度は、府民の理解を更に深めるため、ハンドブックを活用した研修会等の開催を予定している。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	全ての項目を包括		
特定職業従事者	〃		
人権教育・啓発の推進方策	〃		
解決に資する人権問題等 刑務所を出所した人等			

事業名		実施時期	概要
男女共同参画審議会開催費		通年	<p>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KYOのあけぼのプラン(第3次)後期施策ー京都府男女共同参画計画ー」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>[内容] ・男女共同参画審議会の開催(審議会3回・計画改定部会2回) ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催 ※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため実施せず。 ・男女共同参画に関する意見交換会の開催</p> <p>[評価] 「KYOのあけぼのプラン(第3次)後期施策」の進捗状況の確認と推進、さらに社会情勢の変化に伴う新たな課題等に対応するため、KYOのあけぼのプラン(第4次)ー京都府男女共同参画計画ーを策定した。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	全ての項目を包括		
特定職業従事者	〃		
人権教育・啓発の推進方策	〃		
解決に資する人権問題等 人権全般			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都ウィメンズベース事業費		通年	<p>「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援</p> <p>1 京都ウィメンズベース概要                      (1)開設日時・場所                      平成28年8月26日開設、京都御池第一生命ビル8F                      (2)運営主体・事務局                      輝く女性応援京都会議（事務局：京都労働局・京都府・京都市・京都商工会議所）                      (3)センター長 中西 たえ子（京都商工会議所女性会直前会長）</p> <p>2 実施事業                      (1)「女性活躍・WLB企業応援チーム」による中小企業支援                      社会保険労務士やキャリア・コンサルタントの資格を持つ「女性活躍・WLB推進マネージャー」により構成される「女性活躍・WLB推進企業応援チーム」が、中小企業に対して、「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証の取得に向けた取組を支援                      (2)京都ウィメンズベース・アカデミー                      企業や社員が、研修・交流・政策立案・実践を行う場として、「京都ウィメンズベースアカデミー」を運営し、経営者、管理職・人事担当者、女性社員、学生等あらゆる層を対象とした女性人材育成研修を実施。                      (3)輝く女性応援京都会議の運営                      平成28年3月に策定した「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を行う。</p> <p>[評価]                      ・企業の女性社員のキャリア意識の向上、企業の枠組を超えた交流機会の創出に寄与                      ・積極的に広報周知に取り組み、オール京都でさらに女性活躍の機運が高まった。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方針	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
女性			



【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
輝く女性応援補助事業費		通年	<p>すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域で女性が輝くための取組経費に対する補助。</p> <p>(1)補助対象者 女性が輝くための取組を提案する個人やグループ等</p> <p>(2)補助率 2/3</p> <p>(3)補助上限 1件 300千円</p> <p>(4)採択方法 事業提案を募集し、京都府が選考</p> <p>(5)補助件数 24件</p> <p>〔評価〕</p> <p>女性の活躍を推進する団体に対して活動を支援することにより、地域や職場における女性活躍への機運を高めた。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
マザーズジョブカフェ推進費		通年	<p>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談や保育相談の実施 利用者数:延べ 24,975人 就職内定者:1,428人</li> <li>・就職活動中で保育を必要とされる方への一時保育</li> <li>・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施 利用者数:延べ 3,035人 就職内定者 165人</li> <li>・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施</li> </ul> <p>〔対象〕</p> <p>京都府民(女性)</p> <p>〔評価〕</p> <p>子育て期を中心とした女性の就業支援施設として、女性の再就職及び仕事と家庭の両立に寄与している。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
保育ルーム設置促進事業費		通年	<p>子育て中の乳幼児の保護者が安心して積極的に社会活動に参加することができるようにするため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象行事 府主催(府が団体等に委託して実施するものを含む。)の講演会、免許更新、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育の申込みを受け付け実施(民間主催事業は対象外)</li> <li>・対象年齢 生後6ヶ月～就学前</li> <li>・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保。</li> </ul> <p>[対 象]</p> <p>各イベント参加者</p> <p>[設置件数] 124件 (参考:R元年度 127件)</p> <p>[託児数] 243人 (参考:R元年度 335人)</p> <p>[評価]</p> <p>子育て中の女性が就職支援講座・セミナー等を受講する際に利用するなど女性の就業支援、社会参画に寄与している。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
男女共同参画センター運営助成費		通年	<p>府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成</p> <p>[評 価]</p> <p>男女共同参画推進条例に基づく拠点として、女性の起業・NPO創設などのチャレンジ支援に関する事業や関係団体等の交流支援、また、男女共同参画の視点での防災支援事業など、府における男女共同参画の推進に寄与している。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
情報提供事業費		通年	<p>京都府男女共同参画センターの情報提供機能等を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくりのための情報発信(チラシ、HP、メールマガジン等)</li> <li>・男女共同参画に関する資料等の収集、発信</li> </ul> <p>〔評価〕 府民の人権についての学習機会の確保に寄与した。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
女性相談事業費		通年	<p>女性が抱える様々な問題解決のための女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施する。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談(夫婦、親子関係、地域の間人間関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談電話、面接:各週2回実施)</li> <li>・労働相談(待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談電話、面接:各週4回実施)</li> <li>・女性のための法律相談(DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接:月2回実施)</li> <li>・女性のためのカウンセリング(性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート面接:週1回実施)</li> </ul> <p>〔会場〕 京都府男女共同参画センター</p> <p>〔評価〕 コロナ禍を背景に、女性の不安が雇用や家庭面において多様化・深刻化していることから、引き続き相談やカウンセリングを実施していく必要がある。 また相談内容を踏まえ、関係機関と連携しながら女性の悩みの解決と社会参画に寄与している。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ドメスティック・バイオレンス対策事業費		通年	<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)を防止するため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集中啓発活動の実施 令和2年度「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」(11/12~25)として、パープルリボンキャンペーン2020(京都タワーおよび京都府庁を紫色にライトアップし、配偶者等による暴力の根絶を呼びかける)を実施。</li> <li>○啓発、相談、保護・自立支援等に係る関係団体で構成する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の開催</li> <li>○DV被害者自立支援グループワーク 参加者:府南部地域で3回×2クール実施 のべ28名 府北部地域で3回実施 のべ42名(計 70名)</li> <li>○DV防止啓発講座 参加者:府南部地域で1回実施 43名 府北部地域で1回実施 25名(計 68名)</li> <li>○デートDV防止啓発講座 参加者:府南部地域の高等学校、中学校で各1回実施 400名 府北部地域の高等学校、中学校で各1回実施 230名(計 630名)</li> <li>○被害者支援のための加害者更生プログラム ・個別カウンセリング 参加者:のべ68名 ・グループワーク 参加者:のべ8名</li> </ul> <p>[対 象] 京都府民</p> <p>[評価] DV基本計画(第4次)に基づき、若年層への予防啓発・加害者更正を行い啓発を強化し、若者や男性へのDVに関する理解を促進した。今後も従来の取組と併せて多様な視点からの啓発強化を行い、DV防止や被害者の自立支援に寄与していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備、効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性、子ども、高齢者、外国人、犯罪被害者等			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
高年齢者等雇用環境整備事業費 (内職者団体補助)		通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 [助成対象] 3団体、2市 [評価] 内職者の労働条件の向上と生活安定に寄与した。
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
地域団体育成費		通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成 [助成対象] 5団体 [評価] 広域的な活動を行う女性団体の各種事業に助成することにより、女性団体のみならず、広く府民の人権意識の高揚に寄与した。
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
KYOのあけぼのフェスティバル開催費		11月21日	<p>多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進。 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内 容〕 ・講演、展示 ・「京都府あけぼの賞」の授与</p> <p>〔会 場〕 京都テルサ 〔対 象〕 京都府民等 〔参加者〕 120名 〔評 価〕 男女共同参画社会の実現に向けて、女性を中心とする幅広い府民の参加と協働によるフェスティバルを開催し、男女共同参画の具体的なイメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。健康をテーマにした講演や観光等をテーマにした展示の実施によって、参加者にも活気がみられ、より楽しんで男女共同参画の推進を図ることができた。今後も、通年の課題である若い世代や男性の参加を促すよう企画・実施していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
女性リーダー育成事業費 (京都府女性の船事業)		未定	<p>地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成</p> <p>〔内 容〕 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修事業(船上研修及び現地研修を含む)はやむを得ず中止としたが、京都府女性の船40周年記念冊子を作成し、各関係団体及び各市町村等に配布した。</p> <p>〔評 価〕 府内各地域で活動している女性が、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題について学習・交流を深め、さらに個人や団体間のネットワークを構築をすることにより、修了後も情報の共有を図ると共に地域で多彩な活動を展開している。修了生で構成される京都府女性の船「ステップあけぼの」加入者が、各地域リーダーとして各地域で地域活動等を実践し、活躍している。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
消費者あんしんサポート事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 消費生活相談の迅速な解決に向けた市町村相談窓口の支援や様々な団体と連携した地域での消費者見守り活動の強化等により、府民の安心・安全な消費生活を実現</p> <p>(2)内 容 ① 府や市町村等が主体となったイベントの開催や見守り人材養成等の「特殊詐欺等被害ゼロ・ミッション」の実施 (R2実績) イベントの実施: 2回実施 参加者計4,327名 見守り人材養成: 8回実施 参加者計209名 ② 成年年齢引下げを見据えた啓発コンテンツの作成や、若年者向けの悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 (R2実績) 消費者教育啓発動画の作成: 1回(4タイトル) 消費者教育教員研修(出講)2回</p> <p>(3)評 価 ①効 果 高齢者等を見守る立場の方や若年世代の方に、消費者被害の存在や対処方法を周知 ②課題・今後の方向性 コロナ禍においてイベントによる啓発が難しくなっているため、オンライン等も活用して事業を継続</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	消費生活安全センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
消費者被害防止			

【府民環境部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	犯罪被害者等施策市町村担当者研修会	② 担当課(室)	安心・安全まちづくり推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	市町村の窓口の充実と担当者の資質向上		
④ 対象者	市町村職員、振興局職員、警察職員	⑤ 参加者数	42人
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年9月7日	宇治総合庁舎	相談対応要領と他部署多機関等への つなぎ方	京都府犯罪被害者支援コーディネーター	ワークショップ ミニ講義
2	令和2年9月15日	亀岡総合庁舎	同上	同上	同上
3	令和2年9月17日	田辺総合庁舎	同上	同上	同上
4	令和2年9月17日	精華町役場	同上	同上	同上
5	令和2年10月7日	峰山総合庁舎	同上	同上	同上
6	令和2年10月12日	舞鶴総合庁舎	同上	同上	同上
7	令和2年10月28日	乙訓総合庁舎	同上	同上	同上

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	新型コロナウイルス感染防止対策を取りながら、地域別に回数を7回に分けて実施
⑬ 参加状況について	市町村職員、振興局職員、警察職員42人
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	各市町村担当者のスキルアップ 市町村と関係機関担当者との顔の見える関係作り



令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発イメージソング活用事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 世界人権宣言65周年記念として平成25年に制作し、「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」を訴える人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」と、平成28年に制作した子ども向けサブソング「えがおのおくりもの」を歌い広める活動を通して、人権尊重精神の浸透を図る。</p> <p>(2)内 容 ◆『「世界がひとつの家族のように」広め隊』の活動 〔事業種別〕啓発動画の撮影 〔対 象 者〕一般府民 〔内 容〕市町村等における『「世界がひとつの家族のように」広め隊』による人権啓発動画の撮影等(実施回数:11回) ◆人権啓発ユニット派遣事業 〔事業種別〕他主体との連携(イベント開催) 〔対 象 者〕府内市町村 〔内 容〕人権啓発イメージソングなどのミニコンサートや絵本のひろばやペーパークラフトコーナー、紙芝居の上演、映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣(実施回数:5回、参加人数:延べ650人)</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」や子ども向けサブソング「えがおのおくりもの」を活用し、音楽をとおして、各地の特色や校種間の特性を活かしながら、人権について考えるきっかけを作るといふ啓発事業を進めてきた。 参加者からは、「歌とハーモニーがとても心に響きました。」などの感想をいただいている。 また、新型コロナウイルスの影響によりイベントの開催が難しい現状の中、イメージソングのさらなる周知を図るため、市町村のPRを含めた人権啓発動画の撮影を実施し、Web配信を行ってきた。 今後ともWeb上での効果的な啓発を検討しながら、事業を実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等、学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発に関するホームページ		通年	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、府ホームページ及び人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別] 広報メディア活用 [対 象 者] 一般府民(主に府内各職場の研修指導者等を想定) [掲載内容] ◆府ホームページ ①京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版) ②京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況 ◆人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」 ①人権啓発事業、関係する市町村行事等の案内 ②人権に関する法律・制度等の紹介 ③人権啓発資料の紹介 ④相談窓口案内 ⑤京都人権啓発推進会議の取組紹介(イベント、コンクール、ラジオ等) ⑥人権啓発イメージソング(歌の紹介、広め隊の活動等)※今年度よりHPを統合</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) ○平成29年3月に開設した「京都人権ナビ」に人権啓発に関する様々な情報や人権相談の日程等を掲載。更新も頻繁に実施しており、情報の質・量・鮮度ともに一定の水準を維持。 ○資料を視覚的に検索しやすくしており(冊子資料のPDFや映像資料のYoutube動画の添付等)、「京都人権ナビ」を介した啓発冊子の提供、パネル、DVDの貸出等の円滑化に寄与。 ○今後とも、頻繁な更新により情報の鮮度を維持するとともに、タイムリーな内容の啓発を掲載するなどして、掲載内容の充実を図っていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	
啓発資料等作成・配布		名称	内容	評価(「効果」と「課題・今後の方向性」等)
新規・継続	一部新規	人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子【作成数量】15,000部【作成時期】3月【主な配布先】市町村、府関係施設、推進会議構成団体	冊子の提供依頼の連絡が多数あり、研修会等で配布されるなど、各種人権教育・啓発で活用されている。今後もその時期に応じたテーマを採用していきたい。
担当課(室)	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場		じんけんめぐりえ	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布【作成数量】8,500部【作成時期】4月・8月【主な配布先】イベント、市町村、学校・幼稚園	京都府私立幼稚園連盟園児大会やイベント等において配布を行っている。親子で楽しんで取り組んでもらうなど、幼児向けの啓発資料として、効果的なアイテムとなっている。今後も幼児向け啓発に寄与できるよう内容の見直しを行っている。
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備			
解決に資する人権問題等				
人権全般		啓発ポスター	「人権週間」(12月)に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスター【作成数量】2,000部【作成時期】11月【主な配布先】市町村、府関係施設、推進会議構成団体、学校等	毎年、多くの学校から多数の作品が応募されている。作品の中には、色使いや構成の工夫だけでなく、「思いやり」をテーマとしたメッセージ性の強い作品も多数見られる。
		人権カレンダー2021(点字版)	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用した月めくり壁掛けカレンダー【作成数量】3,000部【作成時期】11月【主な配布先】市町村、府関係施設、推進会議構成団体、障害児(者)施設、学校、入賞者等	小・中・高校生が制作した作品が活用されていることによる「親しみやすさ」とともに、児童・生徒が点字に触れ、学ぶことのできる身近な教材として活用されている。今回から、点字のみでなく音声コードの掲載も追加した。
		京都府人権相談窓口	人権に関わる相談窓口周知のためのパンフレット	新年度における組織変更等に対応するため、作成時期を3月末から4月に変更。
		大学と連携した短編啓発動画	芸術系大学と連携、学生が短編人権啓発動画の作成を通じて人権について考える機会を創出【作成数量】4作品【作成時期】3月【主な上映場所】イベント、デジタルサイネージ	大学研究教育と協同し、「新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発」をテーマとした啓発動画を制作した。デジタルサイネージやスタジアムでの上映に活用し、沢山の方に鑑賞していただいた。今後も様々な啓発媒体で、啓発動画を活用していきたい。
		性の多様性と人権	LGBT等性的少数者を取り巻く現状・課題等について解説した啓発冊子【作成数量】部【作成時期】3月【主な配布先】市町村、推進会議構成団体等	これまで実施してきたLGBT研究会のアウトプットとして、性的少数者の方の理解促進を目的に作成。学校や市町村での研修での使用を目的とした送付依頼が多数あり、イラストを中心とした冊子がわかりやすいと評価をいただいている。

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
街頭啓発		8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)	(1)事業の目的・概要 人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。 (2)内 容 [事業種別]周知・啓発 [対 象 者]一般府民 [実施概要] 京都府内各所で啓発物品配布等を実施 ○実施箇所数…56箇所(8月:、12月:) ○参加者数 … ○配布物品 …8月:人権メッセージ入りウエットティッシュ等、12月:人権メッセージ入りマスクケース等 [実施体制]京都市内:京都人権啓発推進会議構成団体等により実施 府広域振興局管内:各広域振興局ごとに編成した実施組織により実施 (3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 府内全域において、国や市町村など関係行政機関と経済団体・福祉関係団体が広く連携し、府民に人権尊重の理念を直接訴えかけている取組であり、人権尊重に係る社会的機運を醸成することに役立っている。 メイン会場である京都駅前では、人権啓発イメージソングの合唱や大学生等(広め隊)の自主的な取組(ハートフルコンサート)を併せて行い、駅利用者に対してより積極的に「人と人とのつながりの大切さ」を訴えかけた。 令和2年度は、withコロナ時代にあわせた手法等を検討し、実施していきたい。
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告		5月 (憲法週間)  8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)	(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権を尊重することの大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。 (2)内 容 [事業種別]広報メディア活用 [対 象 者]一般府民 [掲載内容]人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など ・5月:新型コロナウイルス感染症「頑張ろう、人間。守ろう、人権。」 ・8月: SNS等による誹謗中傷などの抑止「傷つけるより、勇気づける発信が…いいね」 ・12月: SDGsの基本理念と京都府総合計画「府民躍動」きょうとチャレンジにおける共生社会実現の取り組み「誰ひとり取り残さない。」 [掲載紙等] ・5月(憲法週間): 京都新聞(15段) ・8月(人権強調月間): 京都新聞(15段)、朝日・毎日・読売・産経(5段) ・12月(人権週間): 京都新聞(15段)、朝日・毎日・読売・産経(5段) (3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) ○府民だよりと並んで、人権に関する情報を広範囲の府民(世帯)に直接届けることができる機会。市町村には実施困難な広域啓発。 ○10月に策定された京都府総合計画における基本計画の分野別基本施策「⑤人権が尊重される社会」の「4年間の対応方向・具体方策」である「府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに相談体制を充実します。」を受けて、12月に「人権に関する相談窓口」を掲載。 ○時期に応じたテーマを採用し、より効果的な啓発を行っていきたい。
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告〔人権口コミ情報〕		12月 (人権週間)	(1)事業の目的・概要 「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、(公財)世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事(全7話)を新聞に連載する。 (2)内 容 [事業種別]広報メディア活用 [対 象 者]一般府民 [掲載内容]時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定 ①新型コロナウイルス感染症とSDGs ②SNSによる誹謗中傷 ③部落差別解消法に基づく実態調査報告書を読む一差別解消施策を推進する手がかりとなるか？ ④子どもに対する体罰防止 ⑤ハンセン病家族訴訟判決が問うもの ⑥職場におけるハラスメント防止のための事業種の措置義務 ⑦拉致問題の一日も早い解決を [掲載期間]人権週間(12/4～10)の京都新聞朝刊に掲載(各話2段) (3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 新聞を活用した啓発に加え、記事内容を掲載した啓発資料「人権口コミ講座22」を作成し、様々な機会における啓発に活用。 また、記事の内容を朗読したラジオ放送も実施。 令和3年度においても、記事が掲載される時期に応じてテーマを検討し、府民等への効果的な広報を行っていきたい。
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオ番組[FM放送] 「Voice To You」		4,5月 7,8月 10~12月	<p>(1)事業の目的・概要 主に若年層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]広報メディア活用 [対 象 者]一般府民 [放 送 局]エフエム京都 [放送内容]音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの [出 演 者]音楽アーティスト等 [放送回数]32回 [時 間 枠]午後7時15分~7時20分(毎週木曜日)</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 放送局に特設ブログを設置し、聴取者の意見、反応を把握。「どんな人とも同じ接し方をするのが、人間の尊さだと思った。」、「何か気遣う事ができないかと考えるようになった。」など、好意的な意見が多数寄せられている。 “アーティストが、自らの体験等から人権について語る”という手法から、若年層の感性に訴えかけ、人権に対する気付きのきっかけとして引き続き実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要												
人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕 「ほっかほか人権情報」		8月 ～ 10月	<p>(1)事業の目的・概要 情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者や学識経験者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕広報メディア活用 〔対 象 者〕一般府民 〔放 送 局〕KBS京都 〔放送内容〕人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出 演 者〕NPO法人関係者や学識経験者等</p> <table border="1" data-bbox="1041 603 2072 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>出演者</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>きょうとイロ 代表 真鼻 弘美 氏</td> <td>「地域におけるセクシュアルマイノリティに関する取り組み」</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(公益財団法人)世界人権問題研究センター 所長 坂元 茂樹 氏</td> <td>「ハンセン病家族訴訟から今学ぶべきこと」</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>京都教育大学 国文学科 教授 浜田 麻里 氏</td> <td>「WITHコロナ社会を見据え私たちができること(外国人児童生徒に関して)」</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔放送回数〕10/5、11/2、12/7 計3回 〔時 間 枠〕午前9時35分～9時45分 (3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 様々な人権問題に取り組んでいる方の取組の内容や新たな人権課題を、学識経験者やNPO法人関係者等と番組パーソナリティとの対談形式の放送形式とすることで、視聴者が聞きやすく身近な問題として考えるきっかけとなった。 今後も、府民の主体的意識を養うため、NPO法人等の多様な活動を取り上げて紹介していきたい。</p>		出演者	テーマ	10月	きょうとイロ 代表 真鼻 弘美 氏	「地域におけるセクシュアルマイノリティに関する取り組み」	11月	(公益財団法人)世界人権問題研究センター 所長 坂元 茂樹 氏	「ハンセン病家族訴訟から今学ぶべきこと」	12月	京都教育大学 国文学科 教授 浜田 麻里 氏	「WITHコロナ社会を見据え私たちができること(外国人児童生徒に関して)」
	出演者	テーマ													
10月	きょうとイロ 代表 真鼻 弘美 氏	「地域におけるセクシュアルマイノリティに関する取り組み」													
11月	(公益財団法人)世界人権問題研究センター 所長 坂元 茂樹 氏	「ハンセン病家族訴訟から今学ぶべきこと」													
12月	京都教育大学 国文学科 教授 浜田 麻里 氏	「WITHコロナ社会を見据え私たちができること(外国人児童生徒に関して)」													
新規・継続	一部新規														
担当課(室)	人権啓発推進室														
人権教育・啓発の対象・手法等															
人権教育・啓発の場															
特定職業従事者															
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備														
解決に資する人権問題等															
人権全般															



【府民環境部】(人権啓発推進室)

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都ヒューマンフェスタ2020		(特設サイト) 11月21日 ～3月31日	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、近年顕在化してきている人権課題等テーマを設定し、人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携し、親しみやすい人権啓発総合イベントとして開催する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民 〔目標参加者数〕10,000PV 〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 京都テルサ(京都市) 〔内 容〕 &lt;京都テルサ&gt; ・人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式 ・トークセッション(脳科学者 中野信子氏、声優/俳優 春名風花氏) ・「生命のメッセージ展in京都」(同時開催) &lt;特設サイト&gt; ・トークセッションオンデマンド配信 ・人権フォーラム ・NPO法人、行政関係団体等による活動紹介 ・大学連携事業紹介 ・京都府人権啓発イメージソング紹介 ・生命のメッセージ展講演 ・人権擁護啓発ポスターコンクール入賞作品ギャラリー ・人権相談行政関連窓口紹介</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) ・初のオンライン同時開催という形だったが、生きづらさを抱えた方の人権問題について、気づき、考え、人権問題の解決に向けて行動することの大切さについて、新しい形で参加者の方々に広く訴えかけることができた。 ・令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、開催の手法について検討していきたい。</p>
新規・継続	継続	(京都テルサ) 11月22日	
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権フォーラム		11月21日～ (オンライン配信)	(1)事業の目的・概要 人権について正しい知識を発信し、府民の人権擁護意識の高揚を図るため、(公財)世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。 (2)内 容 [事業種別]イベント開催(WEB開催) [対 象 者]一般府民 [開 催 日]11月21日(土)～ [会 場]ヒューマンフェスタ特設サイト上にて配信 [内 容]「様々な生きづらさ解消～誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して～」 ①取組事例報告 桂木祥子氏(NPO法人QWRC理事) ヤンソル氏(東九条マダン実行委員会実行委員長) 中川理季氏((公財)世界人権問題研究センター専任研究員) ②パネルディスカッション コーディネータ 内田龍史(関西大学 社会学部 社会学専攻教授) パネリスト 桂木祥子氏、ヤンソル氏、中川理季氏
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月	<p>(1)事業の目的・概要 小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]コンクール [対象者(応募資格)]府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒(約27万人) [応募者数]4,046人(参加校数156校) ※元年度4,465人(参加校数200校) [募集目標]5,000人 [表 彰]知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 [そ の 他]優秀作品を展示するとともに、啓発資材として作品を活用</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 府内の小・中・高校生が、ポスターの制作を通じて基本的人権に関する理解を深め、人権尊重の精神を培う機会とし、「優しさや思いやり」を絵画に表現する学習機会として定着している。 毎年多くの学校から多数の作品が寄せられている。 入選作品は、啓発資材(人権カレンダーやポスター)として活用。 今年度より、募集作品数の増加を図るために、デジタル作画についても募集対象にするよう募集要項の改正を行った。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権問題法律相談 (京都府人権リーガルレスキュー隊)		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、問題点の整理や解決の方策を弁護士に相談する窓口を設置することで、部落差別や外国籍の方、LGBTの方などへの差別、インターネット上も含む誹謗中傷による人権侵害の防止、被害回復を図る。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]相談窓口 [対象者]府民(在勤者、一時滞在者を含む) ○電話相談     [開設時間]平日午後(2時間)(月2回) ○面接相談 ※事前予約制     【昼間】[場 所]府庁、宇治、亀岡、舞鶴及び峰山の各総合庁舎         [開設時間]平日午後(半日)             (府庁:毎月1回/総合庁舎:月1回(月替わりで各庁舎を巡回))     【夜間】[場 所]京都弁護士会京都駅前相談センター         [開設時間]平日夜間(2時間半)(毎月1回)</p> <p>[実 績]42件(元年度:34件)</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 裁判等による人権侵害の法的解決が主な目的であるが、被害者等が悩みや困難について弁護士から助言を得ることにより、問題点を整理し、解決の見通しを持つことに活用することも可能。 緊急事態宣言の発令により開催が困難な時期については、電話相談に切り替えるなど柔軟に対応を行った。 令和3年度も状況に応じた対応をおこなっていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実、 国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部】(人権啓発推進室)

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発行政連絡協議会事業		10月 2月	<p>(1)事業の目的・概要                      京都人権啓発行政連絡協議会(京都地方法務局(事務局)、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成)の一員として、府内企業(探偵業、結婚相談所含む)を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。</p> <p>(2)内 容                      ◆企業対象人権研修会                      [事業種別]他主体との連携(研修会)                      ◆企業内人権啓発推進員設置勸奨                      [事業種別]他主体との連携(周知・啓発)                      [対 象 者]府内企業・事業所(約7,300社)                      [内 容]府内の事業所に対し、企業内人権啓発推進員の設置勸奨文書の送付 等</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等)                      企業における人権が尊重される職場づくりへ向けて、従業員30人以上の企業を目安に設置を進めている「企業内人権啓発推進員」を対象として、例年秋に人権研修会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止のため、公正採用選考リーフレット等を送付。国の関係機関と府市との共同で行う啓発事業として、府内の行政機関が一体となって取り組むことに意義がある。                      また、身元調査や戸籍謄本等の不正取得が大きな問題になる中、平成20年度から実施している探偵業者・結婚相談業者にも参加を要請するなど、直近の重要課題へ配慮した取組も行った。                      例年2月に開催している研修について、探偵業者・結婚相談業者を対象者としていたが、今年度はコロナの影響で中止となったため、戸籍・住民票等の本人通知制度リーフレット等を送付。                      今後も、事務局である京都地方法務局と連携して研修会を実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実、 国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部】(人権啓発推進室)

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 京都人権啓発活動ネットワーク協議会(京都地方法務局(事務局)、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成)に参画して啓発活動を実施する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]他主体との連携(周知・啓発) [対 象 者]一般府民 [内 容]・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催 ・Jリーグと連携した啓発事業 ・府民への情報提供(ホームページの活用) 等</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 法務省や人権擁護委員連合等と連携し、人権啓発を行うことができた。 令和2年度は、事業紹介等、ホームページの積極的な活用について検討していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
インターネット上の人権侵害等についての啓発		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座(研修会)を開催する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]他主体との連携(研修会) [対 象 者]一般府民(PTA、自治会 など) [内 容]情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など [実施方法]市町村が実施する各種講座、研修会、イベント等を共同実施(講師派遣等) [時期・回数]4箇所で開催(コロナによる中止が3件) ・和束町 (開催日:10月14日 参加人数:46名) ・八幡市 (開催日:11月20日 参加人数:46名) ・京丹後市(開催日:11月24日 参加人数:56名) ・京田辺市(開催日:1月20日 参加人数:65名) 計213名</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) ○市町村と連携して実施することにより府内各地の住民に対して広くインターネットと人権侵害についての周知・啓発を実施した。 ○令和3年度については、市町村への照会時に「時期未定」の回答を可とし、市町村担当者と随時やりとりを行いながら日程を調整することで、中止を減らしたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題(ネット社会)			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
頼れる隣保館づくり実践事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要                      部落差別解消法第4条の規定による市町村における相談体制の充実に向けて重要な役割を担う施設としての隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考え実践する。</p> <p>(2)内 容                      【事業種別】伴走型支援                      【対 象 者】隣保館の所在する府内市町                      【内 容】                      昨年度まで実施していたモデル事業を受けて、隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実践。                      令和2年度は、コロナ禍の状況において、現場に出て行くことが難しい状況であったが、その中で開催した隣保館に対するブロック別学習会(山城、中部、北部)において地域で活用できる補助制度や、隣保館職員についても地域に入って生の声を聞くことの重要性等の説明を実施。                      また、個別の隣保館にも訪問し、地域の実情把握に努めた。(全36館中22館を訪問)</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等)                      新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な感染予防資材の購入等に隣保館の運営費等に対する補助金が活用される等、学習会等における周知に一定の効果があったものと思われる。                      令和3年度についても、引き続き、コロナ禍の状況において、現場に出て行くことが難しい状況が続くが、隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実践していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携 相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
同和問題			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発活動再委託事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援を行う。 (国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託)</p> <p>(2)内 容 [事業種別]財政支援 [対 象 者]府内市町村(京都市を除く) [対象事業] ①講演会 ②資料作成 ③放送広告 ④新聞等広告 ⑤研修会 ⑥その他の事業(イベント、啓発物品の作成等) ⑦地域人権啓発活動活性化事業(人権啓発活動ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等) [支援措置]委託対象経費の10/10</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 本事業により、広域的な見地から行う府の啓発施策との役割分担のもと、住民に身近な市町村での取組(人権の花運動や人権啓発イベント、啓発物品の作成等)が促進され、府域全体での啓発事業の取組が促進された。 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の状況も注視しながら、事業に取り組んでいきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権問題啓発補助事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組(研修会事業等)に対する財政支援(市町村の啓発事業に対する府の単独補助)を行う。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]財政支援 [対 象 者]府内市町村(京都市を除く) [対象事業]①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他(人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等) [補 助 率]1/2</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 本事業により、市町村等の地域社会の実情に応じた独自の取り組みが可能となり、住民に身近な地域社会での人権啓発の持続的な取り組みの促進に役立っていると認識。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の中止及び規模の縮小がみられた。事業実施について、市町村と情報共有等を図っていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			



【府民環境部】(人権啓発推進室)

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
地域交流活性化支援事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援(市町村の事業に対する府の単独補助)を行う。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]財政支援 [対 象 者]府内市町村(京都市を除く) [対象事業]①地域交流事業 ②地域力活用事業 ③課題対応支援事業</p> <p>[補 助 率]1/2</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 住民の主体性を生かしたまちづくり、地域づくりなどを補助対象とすることにより、市町村からは、地域社会全体の交流の促進に役立っていると、高い評価を得ている。 令和2年度は、少子化・高齢化等に伴う地域ニーズを把握し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業を実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調月間)	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため、各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して啓発事業を実施する。(4振興局、11総合庁舎)</p> <p>(2)内 容 [事業種別]周知・啓発 [対 象 者]一般府民 [内 容]各広域振興局管内での啓発事業 ・人権啓発標語看板付きプリンター花壇の設置(統一事業) ・市町村のイベント等における資料展示(独自事業) ・地元産品を活用した啓発物品の作成(独自事業)等</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 府民に対し、人権への関心をもってもらえるよう広域振興局等身近な庁舎を利用した事業を実施。令和2年度は、様々な地域資源を活用するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業を実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
府民意識調査		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」(2016年1月から2026年3月)の中間時に、計画に基づいた取組の府民への効果の状況を把握し、今後の人権教育・啓発の推進に向けたより効果的な方策を検討するための基礎資料を得ることを目的に府民意識調査を実施する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別]意識調査 [調査対象]住民基本台帳から無作為に抽出した 18歳以上の京都府在住の者(外国籍府民含む)3,100人 [調査方法]郵送による配布・回収、またはWEBによる回答 [調査期間]令和2年11月24日～12月8日 [回収状況]配布数3,100件 有効回収数1,531件 有効回収率49.4% [内 容]府民に対する意識調査</p> <p>(3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 本調査の結果については、令和3年3月に改定された「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」にも反映。 令和3年度については、報告書冊子と概要版パンフレットを作成し、HPで公表等するとともに、調査結果に基づき、より効果的な人権教育・啓発を実施していきたい。</p>
新規・継続	新規		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部】(人権啓発推進室)

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	人権啓発指導者養成研修会	② 担当課(室)	人権啓発推進室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	府職員をはじめ、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。		
④ 対象者	①府人権啓発指導員・推進員(122名) ②市町村管理職相当職員(各1名程度×26市町村) ③京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員(各1名程度×11団体)等	⑤ 参加者数	162名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	9月14日～12月28日	オンライン開催	「ポストコロナから考える SDGs～誰ひとり取り残さない～」	坂元 茂樹氏(公財)世界人権問題研究センター所長 三輪 敦子氏(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長	講義

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	人権啓発事業を企画・実施する指導的な人材育成のため、日常の中から身近な差別を考えたり、様々な人権問題についての現状や行政の課題、正確な知識を習得し、今後の人権施策等を考えることを目的に実施している。今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年実施しているワークショップ及び講演会形式の研修会に代えて、インターネットを利用したオンライン形式で実施した。
⑬ 参加状況について	京都府人権啓発指導員及び推進員の参加者(本年度の研修を1講義でも受講した者)は延べ120名、市町村については延べ36名、京都人権啓発推進会議等その他の団体については延べ6名が参加。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	アンケートでは、受研者の内、約94%が今後もこのような人権研修を行うべきだと答えており、「人権問題についてさらに知識を深めたり、勉強する機会を持ちたい」、「職場や家庭で話し合いたい」などの感想が寄せられた。 リモート研修については、時間の調整がつきやすく、空いた時間に受講することができ、大変有意義であったなどの意見が多かった。 今後も、引き続き、指導的な人材を養成する研修会となるよう講師を選定し実践的な研修を実施していきたい。

【府民環境部】(人権啓発推進室)

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会	② 担当課(室)	人権啓発推進室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク(府庁内組織:平成19年2月設置)」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。		
④ 対象者	①府(「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関)の担当職員(各1名×18機関) ②市町村の人権啓発や相談機関の担当職員(各1名×26市町村) ③国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】(各1名×3機関)	⑤ 参加者数	99名
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	9月14日～12月28日	オンライン開催	「ポストコロナから考える SDGs～誰ひとり取り残さない～」	坂元 茂樹氏(公財)世界人権問題研究センター所長 三輪 敦子氏(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長	講義

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	現場において府民の相談を直接受ける担当職員を対象に、その相談技能や資質向上と、併せて、受研を通して相談機関担当職員間の相互交流、情報交換を通じた相談ネットワークの連携強化を図るため、19年度から開催。
⑬ 参加状況について	延べ99名が参加。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	本研修会では平成25年度から、グループワーク(ワークショップ形式)による事例検討を取り入れているが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン開催となり、グループワークについては実施できなかった。業務の合間に受講しやすいという意見も多かったが、交流促進による相談ネットワークの連携強化を図る視点から、来年度以降の研修の実施について検討していきたい。

【文化スポーツ部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育資料の作成		3月	<p>(1)事業の目的・概要            私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布する。</p> <p>(2)内容            ・事業種別：資料作成            ・資料の名称：「人権教育資料～教職員の人権意識を高めるためにⅢ～」            ・資料の規格：A4判59ページ            ・作成部数：6,000部            ・配布先：京都府内の各私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）</p> <p>(3)評価            ①効果            ・「令和元年度私立学校人権教育研修会」における石本名誉教授の講演記録を掲載し、同和問題におけるこれまでの問題点や、実践的課題の解決による人間関係の構築など、意識を高めることができた。            ②課題・今後の方向性            ・令和2年度に実施した「人権教育に関する意識調査」の結果を分析し、教職員の人権認識の高揚と指導力の向上を図るための資料としていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業		3月	<p>(1)事業の目的・概要            府民の自主的な学習活動を支援するため、府内で開催する各種講座等の情報の提供を行う。</p> <p>(2)内容            ○事業種別：インターネットによる情報提供            ○対象者及びその数：府民            ○テーマ等：京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等の情報を整理・体系化し、京都府生涯学習・スポーツ情報サイトで広く府民に情報を提供する。</p> <p>(3)評価            ①効果：府民の学習ニーズに対応するとともに、人権に係るものを含む多種多様な講座を掲載しており、府民に対する意識啓発に寄与している。            ②課題・今後の方向性：引き続き、幅広い講座情報を収集し、提供していくこととしている。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	文化政策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育授業(医学部医学科)		4月～3月  計9回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2)内容 ○事業種別:授業(講義) ○対象者及びその数:医学部医学科生(第1学年) 約100名 ○テーマ等:[科目名]総合講義(人権教育) [講師]静岡大学 准教授 山本崇記 他8名 ○事業規模:[会場]本学、[参加者]第1学年全員(必修) (3)評価 ①効果 全員が出席し、単位を取得。医学・医療を志す者として初めて受講する人権に関する講義は、人格の形成や正しい人権意識の養成などにつながる意識啓発となった。各講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めた。 ②課題・今後の方向性 今後他学年も対象にして学年に応じた内容の授業(講義)となるよう見直し予定。
新規・継続	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育授業(医学部看護学科)		4月～9月  計15回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2)内容 ○事業種別:授業(講義) ○対象者及びその数:医学部看護学科生(第1学年) 約90名 ○テーマ等:[科目名]人権論 [講師]川野 麻衣子 ○事業規模:[会場]本学、[参加者]第1学年全員(必修) (3)評価 ①効果 日常生活や福祉・医療実践に即した討議内容や収集資料をグループ毎に整理、発表する機会を取り入れ、考察を深め新たな気づきをもたらすことができ、医療に従事する者として常に人権意識を持つことへの意識啓発となった。 ②課題・今後の方向性 第一に看護をする者として、①患者さんや患者ご家族の人権を尊重することの意味を自分なりに見だし、②人権の観点からみた看護現場における課題について理解することであり、第二に人権に関わる現代的諸課題について理解するべく、必要な情報を収集・整理し、自分なりの見解を持てるようになることを目的とし実施していく。
新規・継続	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育授業		前期 4月～8月	<p>(1)事業の目的・概要 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2)内容 ○事業種別：授業（講義） ○対象者及びその数：学部生 約1,800名 ○テーマ等：教養教育科目 ・人権論（人文・社会科学系）（前期） 「人権思想」、「社会活動における人権問題」など14テーマ ※担当教員（リレー講義） 文学部 本井教授、川瀬教授 公共政策学部 上樹教授、 下村准教授 ・人権論（自然・生活科学系）（後期） 「インターネットと人権」、「住まいと人権」など14テーマ ※担当教員（リレー講義） 生命環境学部 織田教授、椿教授、増村教授、板井教授、吉富教授、 檜谷教授、 鈴木准教授、吉本准教授、細谷准教授、田代講師、 糟谷助教 ○事業規模：[会場]本学、[参加者]学部生 前期90名、後期65名</p> <p>(3)評価 ①効果 教務部委員会に人権教育部会を設置し、学習内容の見直しを行い、授業内容の充実・改善を図っている。なお、人権教育科目「現代社会とジェンダー」、「インターネットと人権」も設けており、選択の幅が広い。 ②課題・今後の方向性 人権論を全教員が担当するという理念のもと、広範な教員で担当しており、今後とも不断に内容の充実を図っていかねばならないと考えている。</p>
新規・継続	継続	後期 10月～2月	
担当課(室)	府立大学	各期15回 各回1.5h	
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	私立学校人権教育研修会(全校種対象)	② 担当課(室)	文教課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	私立学校での人権教育に係る認識の高揚、指導力の向上、指導内容の充実を図る		
④ 対象者	各私立学校の設置者、学校長及び教職員 (幼稚園:149園、小・中・高等学校:51校、専修・各種学校:96校)	⑤ 参加者数	(アンケート回収数) 幼稚園:390名 小・中・高等学校:657名 専修・各種学校:82名
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年10月29日から視聴	—	新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!～負のスパイラルを断ち切るために～	京都第一赤十字病院院長特任補佐 高階 謙一郎	動画配信によるオンライン研修
2	令和3年1月13日配布	—	新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!～負のスパイラルを断ち切るために～	京都第一赤十字病院院長特任補佐 高階 謙一郎	研修動画のDVD配布

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	受講者アンケート結果より、「大変深まった」と「おおむね深まった」を合わせると、幼稚園では98%、小・中・高等学校では87%、専修・各種学校では99%であり、研修計画としては概ね適切であったと思われる。
⑬ 参加状況について	集合研修に比べ、映像を使った研修により広く研修の場を提供することができた。 (参考)人権教育研修会参加人数 H30 幼:113名、R元 小中高:46名、R元 専修・各種:29名 ※R元 幼稚園教員対象人権教育研修会は、コロナ感染拡大により中止
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	今回の研修により各学校(園)における人権教育の推進に役立ったかというアンケート結果では、「大変役立った」と「概ね役立った」を合わせると、幼稚園では96%、小・中・高等学校では87%、専修・各種学校では92%であり、各校の人権教育・啓発に向けて効果があったと思われる。



【文化スポーツ部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	私立学校人権研修フィールドワーク(全校種対象)	② 担当課(室)	文教課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、府内の人権ゆかりの地に関する知識を深め、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修を実施する。		
④ 対象者	各私立学校の設置者、学校長及び教職員 (幼稚園:149園、小・中・高等学校:51校、専修・各種学校:96校)	⑤ 参加者数	(アンケート回収数) 幼稚園:318名 小・中・高等学校:595名 専修・各種学校:58名
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和3年1月13日配布	—	まち歩きから学ぶ地域の歴史と今 ～部落差別～	崇仁発信実行委員会代表 藤尾 まさよ 柳原銀行記念資料館事務局長 山内 政夫	研修動画のDVD配布

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	受講者アンケート結果より、「大変深まった」と「おおむね深まった」を合わせると、幼稚園では92%、小・中・高等学校では86%、専修・各種学校では83%であり、研修計画としては概ね適切であったと思われる。
⑬ 参加状況について	映像を使った研修により集合研修よりも、広く研修の場を提供することができた。 (私立学校人権研修フィールドワーク参加人数 H30:20名。) ※R1私立学校人権研修フィールドワークについては、コロナの感染拡大により中止
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	今回の研修により各学校(園)における人権教育の推進に役立ったかというアンケート結果では、「大変役立った」と「概ね役立った」を合わせると、幼稚園では87%、小・中・高等学校では82%、専修・各種学校では82%であり、各校の人権教育・啓発に向けて効果があったと思われる。

【文化スポーツ部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	令和2年度教職員人権啓発研修	② 担当課(室)	府立医科大学
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	大学職員自らが豊かな人権意識を持ち、人権教育に関する知識・技能を向上させるため、人権全般に関する項目、医療に係る項目、各種人権問題(新 京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題)に係る項目を中心とした研修会を実施する。		
④ 対象者	京都府立医科大学全教職員(1,849人)	⑤ 参加者数	748(アンケート提出者のみの人数)
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年12月7日	府立医科大学附属図書館ホール	「アンケート調査 質問票のポイント-社 会調査の方法と倫理-」	大阪府立大学ダイバーシティ研究環境 研究所 特任准教授 巽 真理子	講義、その他(オンデマンド視 聴)
2	令和2年12月8日	同上	「職場におけるハラスメントについて」	合同会社WLBC関西 ワーク・ライフ・ バランスコンサルタント 里内 友貴子	講義、その他(オンデマンド視 聴)

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	受講者アンケート結果より、「大変深まった」と「おおむね深まった」を合わせると、幼稚園では92%、小・中・高等学校では86%、専 修・各種学校では83%であり、研修計画としては概ね適切であったと思われる。
⑬ 参加状況について	映像を使った研修により集合研修よりも、広く研修の場を提供することができた。 (私立学校人権研修フィールドワーク参加人数 H30:20名。) ※R1私立学校人権研修フィールドワークについては、コロナの感染拡大により中止
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	今回の研修により各学校(園)における人権教育の推進に役立ったかというアンケート結果では、「大変役立った」と「概ね役立った」を 合わせると、幼稚園では87%、小・中・高等学校では82%、専修・各種学校では82%であり、各校の人権教育・啓発に向けて効果 があったと思われる。

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
看取りプロジェクト推進事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制の構築を推進した。</p> <p>(2)内 容 ○看取りについて考える府民意識の醸成 ・京都地域包括ケア府民向けウェブセミナー「人生会議の始め方～」最期まで自分らしく生きる”を支えるために～」の開催＜参加者100名＞ ○看取りサポート専門人材の養成 ・看護師13名、介護支援専門員80名、施設介護職員169名</p> <p>(3)評 価 ①効 果 看取りについて、府民一人ひとりが自分自身の身近な問題として考えるきっかけづくりを進めるとともに、看取りを支える専門人材の養成を推進することができた。 ②課題・今後の方向性 コロナ禍においても、看取りについて、継続的かつ効果的な取り組みが必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者、保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

事業名		実施時期	概要
高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>(1)事業の目的・概要 高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供((公財)京都SKYセンター内に設置。同センターに委託)</p> <p>(2)内 容 ○一般相談:常勤相談員による相談対応 500件 ○専門相談:弁護士による法律(一般法律、財産管理)相談対応 99件 ※一般相談、専門相談による対応のほか、必要に応じて関係機関へつなぐことにより解決に至っている。また、一般相談においては傾聴により解決に至るケースも多い。 ○情報提供:高齢者及び高齢化等に関する各種情報の収集・提供等 1,153件</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ○法律相談等の専門性が高く複雑な相談に応える場の提供により、高齢者の生活上の不安を解消するなど、所期の目的を概ね達成することができた。 ②課題・今後の方向性 ○高齢者の価値観の多様化により、相談内容も多岐に渡っていることから、シニア・高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させる必要がある</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関相互の連携・充実 国、市町村、民間団体等との連携・協働		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
認知症総合対策事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要            認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図った。</p> <p>(2)内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>認知症を正しく理解し適切に対応ができる環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>キャラバンメイト及び認知症サポーター養成の推進(累計298,161人)</li> <li>チームオレンジの設置促進(チューターの養成、市町村検討会議の実施) ・「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成(累計3,269事業所)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>“認知症にやさしい”サービス創出の推進 (認知症にやさしい異業種連携共同宣言の発表、認知症にやさしい異業種連携協議会 参画企業 56社)</li> </ul> </li> <li>「オレンジロードつなげ隊」による啓発活動の推進</li> </ul> </li> <li>早期発見・早期鑑別診断・早期対応ができる体制づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症疾患医療センターの設置(府内8箇所) ・認知症初期集中支援チームの設置(全市町村)</li> <li>認知症カフェの設置や認知症リンクワーカーの養成(累計245人)</li> </ul> </li> <li>とぎれない医療・介護の仕組みづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポート医の養成(累計191人)</li> <li>医師、看護師、歯科医師、薬剤師等の認知症対応力向上研修の実施(703人)</li> </ul> </li> <li>地域での日常生活や就労、社会参加等の支援の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの充実(全市町村) ・認知症の人の意思決定支援研修の実施(4回)</li> </ul> </li> <li>家族・介護者等への支援の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症コールセンター、認知症あんしんサポート相談窓口(62箇所)の設置</li> <li>多職種による本人・家族教室の開催促進</li> </ul> </li> <li>若年性認知症施策の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>若年性認知症コールセンター、若年性認知症支援コーディネーターの設置</li> <li>産業医や支援者の養成や相談会の開催(366人)</li> </ul> </li> </ol> <p>(3)評 価</p> <p>①効 果            コロナ禍においても可能な方法を模索して、医療・介護の専門職の養成や、地域の企業・事業 所等への認知症に関する啓発、支援体制の構築などを進めた。</p> <p>②課題・今後の方向性            認知症の本人・家族支援の格差に対する後方支援が必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者、保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>(1)事業の目的・概要 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2)内 容 ○京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取り組みを支援(平成24年6月1日設置) ○専門職による電話相談等 ○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣 ○成年後見制度に関するパンフレットを配布し広報・啓発を実施</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を行い、市町村の体制整備を支援した。 ・成年後見制度の利用促進に係る取組を行い、施設・利用者の意識向上に努めた。 ・施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、高齢者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	③地域社会		
特定職業従事者	③保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	③効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
障害者の権利擁護の推進		通年	<p>(1)事業の目的・概要 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2)内 容 ○京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取組みを支援(平成24年6月1日設置) ○専門職による電話相談等 ○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣 ○成年後見制度に関するパンフレットを配布し広報・啓発を実施</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を行い、市町村の体制整備を支援した。 ・成年後見制度の利用促進に係る取組を行い、施設・利用者の意識向上に努めた。 ・施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、高齢者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。</p> <p>②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	③地域社会		
特定職業従事者	③保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	③効果的な手法		
解決に資する人権問題等 高齢者			

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・発達障害者支援センター「はばたき」の設置 (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供) ・発達障害者圏域支援センターの設置(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議) ・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 (京都タワー等ライトアップ) 等</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・年間を通じて、府内全域での発達障害者からの相談に応じる体制づくりを行い、身近な地域において専門的な相談に対応することができた。 ・講演会や啓発行事の実施により、発達障害とその支援の正しい理解に努めた。</p> <p>②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	③地域社会		
特定職業従事者	③保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	⑤相談機関相互の連携充実		
解決に資する人権問題等 障害のある人			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充を行う。</p> <p>(2)内 容 ・障害児支援の3拠点を整備し、医療・福祉・相談をトータルパッケージで提供 ・発達障害児及びその家族に対する支援(SST・ペアトレなど)を実施(市町村補助) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的相談) ・こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・発達障害児に対する事後支援として、SSTやペアトレ、発達クリニックなど重層的に事業実施し、発達障害の発見後の事後支援策の強化を図った。</p> <p>②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	③地域社会		
特定職業従事者	②医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	③効果的な手法		
解決に資する人権問題等 障害のある人			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・障害者への合理的配慮の理解促進を図るため、企業・団体等に対する出張講座等の開催 ・ヘルプマークの普及啓発活動 ・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（オンライン運動会） ・「障害者週間」啓発活動促進事業（12月）（障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール） ・障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施）（「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「共生の芸術祭」の開催等） 等</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・ヘルプマークの啓発活動により、障害理解の促進を図った。（令和2年度府内配布数：約8千個） ・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」では、例年と異なりオンライン運動会として動画投稿形式で実施し、障害のあるなしに関わらず投稿・閲覧により府民理解の促進を図った。 ・障害者芸術の取組では推進機構で企画展（4企画）や共生の芸術祭を開催するなど、障害者芸術への関心を高めた。また、インターネットや「CONNECT」展との連携等様々な発表の機会を創造し、障害者の創作活動が拡大するなど社会参加の推進が図られた。 ・つどい事業の実施や障害者スポーツ体験会を通じ、広く府民の理解促進と社会参加のきっかけづくりを行った。 ②課題・今後の方向性 引き続き、条例周知を中心とした継続的な取組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	③地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	③効果的な手法		
解決に資する人権問題等 障害のある人			



【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・手話やコミュニケーション教室等の実施 ・「聞こえのサポーター」の養成 ・府主催イベント等における手話や要約筆記の実施</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・聞こえのコミュニケーション教室等では研修会の開催等により、難聴幼児及び保護者に対する意思疎通に係る支援・理解促進に努めた。 ・聞こえのサポーター養成事業では、約400名の参加者があり、聴覚障害に対する理解促進が図られた。 ・京都府主催事業に手話通訳者の派遣を行うことで、聞こえに障害のある方や手話等に対する府民の理解促進が図られた。</p> <p>②課題・今後の方向性 引き続き、条例周知を中心とした継続的な取り組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	③地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	①及び③		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

事業名		実施時期	概要
精神障害者家族支援強化事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう以下の取組を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・精神障害者の家族支援 (精神障害者を支える家族への訪問支援)※家族相談員・関係機関向け講演会はコロナで中止 ・精神科病院入院患者の退院後支援 (支援計画を作成し関係機関による退院後支援、アウトリーチ、ピアサポーター活用)</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・保健所職員が精神障害者を支える家族を訪問し、家族を支援することで、精神障害者及び家族が安心して生活できる地域づくりが図られた。 ・精神科病院入院患者に対して、退院後支援計画を策定し、退院後のスムーズな地域移行が図られた。</p> <p>②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取り組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	③地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	⑤		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
児童虐待等総合対策事業(オレンジリボンキャンペーン)		11月	(1)事業の目的・概要 11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施する。 (2)内 容 府児童福祉施設連絡協議会、民間企業等と協働した啓発 等 (3)評 価 ①効 果 事業実施により、児童虐待や児童相談所全国共通ダイヤル等について周知することができ、被害者支援の推進に繋がった。 ②課題・今後の方向性 児童虐待に対する理解を深めるため、更なる広報・啓発に努める必要がある。 ③その他
新規・継続	継続		
担当課(室)	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
社会環境浄化推進事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 青少年を取り巻く社会環境浄化に係る営業者や地域住民等の自主的な取組を推進</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 概 要                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全な育成のための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議</li> </ul> </li> <li>② 内 容                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 立入調査の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 概 要                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点調査対象としたカラオケボックス・コンビニエンスストアに加え、玩具刃物類取扱店等におけるボウガンの販売状況を調査するため条例規制店舗等に立入り、条例に基づく措置等の実施状況について点検、指導</li> </ul> </li> <li>② 内 容                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年で107件の調査を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 広報・啓発活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 概 要                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」や「子供・若者育成支援強調月間(11月)」に併せて、青少年の問題行動の防止や非行対策及び社会環境浄化の推進など、青少年健全育成推進のため、関係団体等と連携し街頭での啓発活動を実施</li> </ul> </li> <li>② 内 容                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 効 果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業者への指導・要請等、青少年を取り巻く社会環境浄化に寄与している。</li> </ul> </li> <li>② 課題・今後の方向性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の問題行動の防止や非行対策及び社会環境浄化の推進など、青少年健全育成推進のため、関係団体等と連携し取組を進める。</li> </ul> </li> </ul>
新規・継続	継続		
担当課(室)	こども・青少年総合対策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
青少年インターネット被害対応事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要                      青少年自身では解決困難なインターネット上での誹謗中傷等による被害の未然防止、削除支援 等を図るとともに、青少年が自らネットとの関わりを考えネットリテラシーの向上を図るフォー ラムを開催し、被害防止を図る。</p> <p>(2)内 容                      ○青少年ネット被害相談窓口を設置、運営し、電話相談やメール相談を実施 78件(①80件)                      ○青少年いいねッ京(みやこ)フォーラムの開催                      ・開催時期:令和2年11月8日(日) Zoomによるオンライン方式                      ・参加者数:京都府内の中高校生ほか 約70名(動画視聴者含む)</p> <p>(3)評 価                      青少年が巻き込まれやすいインターネットトラブルの早期解決に寄与している。                      また、青少年と大人が共に安全で安心なインターネット利用のあり方について考える機会を設けるとともに、その成果やトラブルに関する対処方法等を紹介する啓発資料を作成、関係機関と連携して啓発に努めている。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関相互の連携・充実		
解決に資する人権問題等	社会情勢の変化等による課題(ネット社会)		

事業名		実施時期	概要
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要                      行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から 総合的な支援(医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援)をワンストップで提供 することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性 暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>(2)内 容                      ・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)による相談支援対応                      ・性被害者に対する相談・支援ネットワークの強化                      ・性暴力被害者の潜在化防止</p> <p>(3)評 価                      ①効 果                      京都SARAでは、被害直後から一貫した支援を行い、被害者の心理的、身体的負担の軽減に 繋げることができた。また、性暴力の被害者・加害者を生まないために、高校生や大学生等の 若年層を対象として講演等を実施した。                      ②課題・今後の方向性                      被害の潜在化を防ぐため、更なる広報・啓発に努める必要がある。                      ③その他</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等	女性・子ども・犯罪被害者等		

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
自殺防止対策事業		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要            悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、平成27年12月に策定した京都府自殺対策推進計画に基づき自殺対策を総合的に推進</p> <p>(2)内容(主なもの)            ○「京都いのちの日」シンポジウムの開催(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)            ○SNS等を活用した支援情報の提供            ・新聞やチラシなどでは情報が伝わりにくい若者を中心に、SNS、インターネット等を活用した相談窓口の広報を実施            ○小中高校生を対象にした自殺予防教育の実施            ・延べ12回学校で出前講座を実施し1,653名が受講            ○民間団体等支援人材交流会の開催(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)            ○大学生を対象とした自殺に関する連続講座の開講            ・大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用して、自殺に関する連続講座(前期・後期各 8回)を開講(前期13名・後期8名が受講)            ○働く人のメンタルヘルス対策の実施            ・府内事業所等で行われるメンタルヘルス向上の研修に臨床心理士等を派遣(6回)            ○ゲートキーパーの養成            ・悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人(ゲートキーパー)を養成(府及び市町村で1,453名養成(H24年度以降の累計33,735名))            ○京都府自殺ストップセンターによる相談・支援の実施            ・自殺を考えるほど深刻な悩みを抱える人からの電話相談:1,609件            →他機関紹介:592件、助言指導:612件、傾聴:314件 等            ○LINEによるこころの悩み相談の実施            ・新型コロナウイルス感染症に関連したこころの悩み相談をLINE(トーク)により実施:653件            ○京都府自殺対策推進計画(第2次)の策定            ・令和3年度から令和7年度までの自殺対策推進計画を策定</p> <p>(3)評 価            ①効果            令和2年の全国の自殺者数は前年より912人多い21,081人に上り、京都府内の自殺者数も355人(対前年比+32人)で令和元年まで6年連続減少していたものが増加に転じたが、自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は国の16.7よりも低い13.7で、前年より1.2増加したが全都道府県で最も低かった。(昨年は2番目に低かった)            ②課題、今後の方向性            依然として多くの方が自ら命を絶っている状況で、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、引き続き関係機関・関係団体と連携して総合的な自殺対策を推進していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	②学校、③地域社会、 ④家庭、⑤企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	①指導者の養成 ②啓発資料等の整備 ③効果的な手法による啓発の実施 ④調査・研究成果の活用 ⑤相談機関相互の連携・充実 ⑥国、市町村、民間団体等との連携・協働		
解決に資する人権問題等			
○社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題(「自殺対策の推進」)			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ハンセン病問題啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日(6月22日)を中心とした各種啓発活動を行う。</p> <p>(2) 内 容 ・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発</p> <p>(3) 評 価 ① 効 果 新型コロナウイルス感染症の流行により、予定していたハンセン病療養所入所者と中高生との交流会等については中止せざるを得なかったが、他の実施事業によりハンセン病に関する理解を一定深めることができた。 ② 課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			

事業名		実施時期	概要
エイズに関する普及啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 京都府エイズ予防月間(12月)を中心とした各種啓発活動を行う。</p> <p>(2) 内 容 ・啓発資材(ポスター、パンフレット等)配布 ・ロビー展示による啓発</p> <p>(3) 評 価 ① 効 果 新型コロナウイルス感染症の流行により、予定していた保健所の出張型予防教育・研修会等については中止せざるを得なかったが、他の実施事業によりエイズをはじめとする性感染症に関する理解を一定深めることができた。 ② 課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	健康福祉部人権問題職場研修・関係団体人権研修	② 担当課(室)	健康福祉総務課・健康対策課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める		
④ 対象者	京都府健康福祉部職員(約370名) ※新型コロナによりオンライン開催としたため、関係団体職員は対象とせず	⑤ 参加者数	延べ370名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和3年2～3月	オンライン開催	新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう! ～負のスパイラルを断ち切るために～	京都第一赤十字病院 医療社会事業部長 高階 謙一郎 氏	オンライン開催 (動画視聴)

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	新型コロナウイルス感染症への対応が長引くなか、対策を主に行っている部局の職員として、病気を正しく理解し、誤った認識で差別や偏見に繋がることのないよう、改めて理解を深めていただくべく動画を選定。また、感染防止対策のため、集合研修ではなく動画視聴という形で研修を実施した。
⑬ 参加状況について	新型コロナ対策業務を進めながらではあったが、オンライン開催としたことにより8割以上の参加となった。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	研修対象者は日頃からコロナ対策に取り組んでいることから、終了後アンケートでは「偏見、差別といった日頃の業務と違う視点からの講義は有意義だった」「理解を深めることが大切」「対外的にわかりやすく伝えるポイントが学べた」との意見が寄せられ、部内職員の人権意識の向上に繋げることができた。

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	生活保護関係職員研修会	② 担当課(室)	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため ケースワーカー等を対象とした研修を実施		
④ 対象者	生活保護関係職員(新任ケースワーカー、面接相談員、現任ケースワーカー等)	⑤ 参加者数	—
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	開催中止	ルビノ京都堀川	「生活保護制度の概要」ほか	福祉事務所査察指導員等	「講義」「ワークショップ」

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	新たに地区担当となった現業員や就労支援員を対象として、現業員等の位置づけや期待される役割、今後のケースワーク等に必要 な基礎知識の習得をするとともに、相互討論の場を通じて制度運用に係る課題等の認識を深め、生活保護行政の適正な運営に資す ることを目的とする。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症の影響のため令和2年度の研修は中止。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	—



【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	生活保護査察指導員会議(新任査察指導員研修含む。)	② 担当課(室)	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深め、対人援助業務を実施するにあたり指導的な役割を果たすべく実施		
④ 対象者	生活保護査察指導員	⑤ 参加者数	—
⑥ アンケート実施有無	① 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	開催中止	ルピノ京都堀川	「査察指導員の役割」ほか	ベテランの査察指導員ほか	「講義」

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	生活保護の法改正の動向等、今後の制度の運用などについて説明、意見交換等を行うことにより、査察指導員としての資質及び人権意識の向上を図る。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症の影響のため令和2年度の研修は中止。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	—

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	民生委員・児童委員協議会 代表者研修会	② 担当課(室)	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施する。		
④ 対象者	①京都府民生児童委員協議会役員 ②各单位民生児童委員協議会会長 ③各市民生児童委員協議会正副会長	⑤ 参加者数	130名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年7月上旬	自宅学習	書籍「成年後見のことならこの1冊」 資料「成年後見制度について」	出版社:自由国民社	その他 (書籍、資料配付)

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員が、人権問題について幅広く正確な知識を修得することを目的として、過去の様々な研修の実施状況を配慮しつつ、時勢に沿ったテーマを設定している。 参加者が多いため講義形式をとるが、事前に質問を受け付け、当日講師から回答を受けたり、質疑応答の時間をとるなど工夫をしている。
⑬ 参加状況について	京都府民生児童委員協議会役員、各单位民生委員協議会会長、正副会長だけでなく、社会福祉協議会や行政の担当者にも参加を呼びかけ、181名が参加された。本研修会は府民児協との共催で実施しており、早い時期に府民児協の研修計画で日程を示し参加を呼びかけている。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	アンケートでは「有意義だった」とする回答が多数を占めており、今後の活動に活かしたいという感想も多く見られた。

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	② 担当課(室)	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を各保健所ごとに実施する。		
④ 対象者	全民生委員・児童委員(2,870名)	⑤ 参加者数	2,202名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和3年1月20日(水)	乙訓保健所講堂	「コロナにおける地域の繋がりに ついて」	立命館大学衣笠総合研究機構地域健康社会学研修センター 教授 早川 岳人	講義
2	令和2年11月中旬	自宅学習	『「子ども虐待」について学ぼうとして いる皆さんへ』(2020)	特定非営利活動法人児童虐待防止協 会 著・発行	その他(書籍配布)
3	令和2年11月～ 令和3年1月	木津川市役所会議室 他	人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ」 資料「成年後見制度と地域共生社会」		その他(書籍配布)
4	令和2年10月下旬 令和3年2月上旬	自宅学習	新型コロナウイルスに関連して発生が 懸念される社会問題に関する資料		その他(資料配付)
5	令和2年8月初旬	自宅学習	パンフ「インターネットと人権の話」 ポスター「コロナ差別防止」		その他(資料配付)
6	令和3年3月中旬	自宅学習	「傾聴について」	丹後保健所精神保健福祉相談員作成	その他(資料配付)

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	昨今の人権問題の内、各保健所ごとに、地域の実情に即したテーマを設定している。 参加者が多数のため、グループ討議や分科会の実施は困難であるが、テーマについては参加者である民生委員の意見を十分に踏まえ、検討した上で実施している。
⑬ 参加状況について	各保健所において、管内の市町村、地区民生児童委員協議会と調整し、地区民生児童委員協議会主催の研修等と同日開催を検討するなど、民生委員・児童委員に無理のない日程となるよう配慮しており、対象者の約8割の参加があった。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	アンケートを実施した研修では、「新たに得た知識を活動に生かしたい」など前向きな感想が多くあり、参加者の理解に一定の効果があつたと思われる。

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	社会福祉施設長研修会	② 担当課(室)	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義等を行う。		
④ 対象者	京都市を除く京都府内の民間社会福祉施設の施設長等(約200名)	⑤ 参加者数	—
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	開催中止				

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	新型コロナウイルス感染症の影響のため令和元年度の研修は中止
⑬ 参加状況について	同上
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	同上

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	社会福祉施設職員等研修	② 担当課(室)	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権尊重に立脚した価値観や深い洞察力、豊かな感性など、福祉サービスに従事する者に求められる人間性を養う。		
④ 対象者	社会福祉施設等市町村社会福祉協議会役職員	⑤ 参加者数	110名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	6月26日	市民交流プラザふくちやま	福祉サービスの基本理念と倫理	大谷大学教授 山下 憲昭	講義
2	7月3日	コープイン京都			
3	7月10日	コープイン京都			

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	キャリアパス対応型生涯研修課程に準じた内容の講義で、人権意識を高めるための研修を講義形式にて実施
⑬ 参加状況について	新任職員19名、中堅職員46名、指導的職員45名の計110人に研修を行った
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	受講者の評価は5段階評価で、46%が5の評価、36%が4の評価であり、82%の受講者が高い評価を行っている。今後も引き続き、各階層のキャリアステージにあわせた研修を継続することが必要である。

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	京都府認知症介護に係る研修	② 担当課(室)	高齢者支援課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	認知症高齢者等を介護する介護職員等(初任者、実践者、リーダー)に対して、高齢者や認知症の方に対する人権の尊重、認知症に関する理解を促進するとともに、その実務経験に応じた適切なケアの手法を学ぶことで、認知症高齢者等の尊厳の保持の重要性、認知症高齢者の生活や生き方を大切にしたい認知症ケアについて学ぶ。 また、市町村における地域密着型サービスにおける管理者等に対しても、同様の研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組みを学ぶ。		
④ 対象者	介護職員等	⑤ 参加者数	259名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年8月19日 令和2年12月9日	京都府庁	認知症ケアの基礎視点と理念、認知症ケアの倫理	齊藤 裕三	講義
2	令和2年8月20日 令和2年12月10日	京都府庁	認知症の人の権利擁護	渡部 智香子	講義
3	令和2年10月8日	京都府庁	認知症ケアに関する倫理の指導	渡邊 拓馬	講義
4	令和2年11月11日	京都府庁	認知症の人への権利擁護の指導	齊藤 裕三	講義
5	令和2年9月16日	市民交流プラザふくちやま	認知症のケアにおいて基礎となる理念や考え方	森内 大輔	講義
6	令和2年9月29日	ギャラリーかめおか	認知症のケアにおいて基礎となる理念や考え方	中谷 和也	講義
7	令和2年10月23日	登録会館	認知症のケアにおいて基礎となる理念や考え方	中西 貴洋	講義
8	令和3年1月13日	京都府社会福祉会館	認知症高齢者のケアのあり方1～虐待防止と権利擁護について～	齊藤 裕三	講義

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	認知症ケアに携わる介護職員等に対して、高齢者や認知症の方に対する人権の尊重、認知症に関する理解を促進するとともに、生活や生き方を重視したケアができるようになることをテーマに、認知症に関する基本的な知識に加え、実務経験に応じて、認知症ケアに必要な技術の習得を目的として実施する。また、他施設の職員の経験や考えを聴き、認知症高齢者等の立場に立ったケアの実践に向けて自分自身のこれまでの職務を振り返ることができるようグループワークの機会を多く提供する。
⑬ 参加状況について	コロナ禍により、実践者研修を1回中止したことや、募集定員を従来の半分程度に減らしたことで、参加者数は減少した。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	コロナ対策として、Zoomによるオンライン研修を導入することとしたが、特にグループワークの実施などに関して、会場での実施の場合と同様の質を確保するよう、講師とも調整しながら、実施方法の工夫することが必要。受講定員を減らしたことで、定員を上回る受講希望者がある。



【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	保育職員人権研修等事業	② 担当課(室)	こども・青少年総合対策室
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	児童福祉法の趣旨及び「保育所保育指針」に則り、子どもたちの人権に配慮した保育を実施するとともに、保育士等の職員が同和問題をはじめ、すべての人権問題に対する正しい理解と認識を深め、質の高い保育サービスが提供できる人材を養成する観点から業務に当たる。着型サービスにおける管理者等に対しても、同様の研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組みを学ぶ。		
④ 対象者	保育所等職員、保育所等の長等	⑤ 参加者数	延べ1,092名
⑥ アンケート実施有無	(有)・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年10月27日	オンライン研修	児童虐待の実態及びその予防と対応	京都華頂大学准教授 山川 宏和氏	講義
2	令和2年7月30日	オンライン研修	人権が守られる環境づくり	佛教大学副学長 原 清治氏	講義
3	令和2年10月27日	オンライン研修	子どもの最善の利益の尊重・一人一人の子どもの発達の保料	京都華頂大学准教授 山川 宏和氏	講義
4	令和2年8月7日	オンライン研修	保護者支援、地域の子育て家庭への支援等	大阪教育大学教育学部教員養成課程 家政教育講座准教授 小崎 恭弘氏	講義

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	「日々の保育の中で、意識して一人一人を尊重しながら子どもと関わっていききたい」「事例が身近な内容であり、今後の園内研修に活かしていきたい」等、自園の保育や日々の保育に活かしていける研修内容となっている。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度はオンライン研修での講義を実施したが、令和元年度より延べ600名も多くの方が研修を受講することができた。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	研修終了後のアンケートでは、8~9割の方が本研修は非常に有効であると回答し、受講者への理解や意識改革に繋がっている。「不適切な関わり方について、自分自身・園で見直したい」「教育やしつけと虐待は勘違いしやすいことを知り、気をつけていきたい」など保育を見直す重要な機会となっている。 今後も、事例等と用いて、受講者が身近なことに感じられる研修を続けていきたい。また、令和2年度からオンライン研修を開催し、多くの人が受講できたこともあり、オンラインでの研修の有効性についても検討していきたい。

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	児童虐待等総合対策事業(市町村児童相談担当職員研修)	② 担当課(室)	家庭支援課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図る。		
④ 対象者	各市町村児童相談担当職員	⑤ 参加者数	延べ79人
⑥ アンケート実施有無	○有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和2年10月27日	家庭支援総合センター	相談の種類とその対応、児童虐待について	立命館大学 野田正人特任教授	講義
2	令和2年8月21日	家庭支援総合センター	保護を要する子どもの理解	日本社会事業大学 木村容子教授	講義
3	令和2年9月16日	家庭支援総合センター	子どもの権利擁護に関すること・児童福祉法の現状	丹波橋弁護士事務所 笠中晴司弁護士	講義

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	職員の資質向上を通じて児童虐待への対応力強化を図るとともに、未然防止に向けて継続した取組を実施
⑬ 参加状況について	研修内容に応じて幅広い職種の関係者の参加を得ることができた。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	児童虐待に対する認識を高めるとともに、関係者の日々の業務を振り返る機会とすることができた。

【健康福祉部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	保健福祉事業従事職員人権研修会	② 担当課(室)	健康対策課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。		
④ 対象者	市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等	⑤ 参加者数	30名程度
⑥ アンケート実施有無	① 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	2月26日～3月10日	Web研修	「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」	京都第一赤十字病院医療社会事業部長 高階謙一郎	Web研修(動画視聴による研修)

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	テーマ設定にあたっては、研修受講を通じて、職員が人権問題に対する意識を高めると同時に、日常生活に取り入れられるような点を学ぶことの出来る内容にすることを心がけている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の最前線で活動する医師から、新型コロナウイルス感染症を病气、不安、差別という3つの切り口からお話いただくことにより、保健福祉事業に従事する職員への正しい理解と認識を深めることを目的に実施した。
⑬ 参加状況について	参加者は例年と同じく約30名
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	アンケート結果では、「とてもよかった」が42%、「よかった」が58%、「あまりよくなかった」と「よくなかった」が0%であった。受講生は新型コロナウイルス感染症の最前線で勤務する保健所、市町村の保健福祉事業に従事する職員が多く、受講者が日常生活に取り入れられるような点を学べ、かつ受講生からの評価も高く、研修の目的は概ね達成されたものと思われる。今後は、健康福祉部の個々の業務に生かしていけるよう、多様なテーマを取り上げ、相手への配慮を学べる研修を継続していく。

【商工労働観光部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
公正採用選考啓発事業		5月	<p>(1)事業の目的・概要                      職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施</p> <p>(2)内 容                      ○府内企業人事担当者等(府内1,300社)対象                      ○公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成(5月22日/4,000枚)                      ○公正採用選考推進旬間新聞意見広告(5月22日掲載/京都・読売・産経・毎日・朝日)                      ○公正採用選考啓発TVスポット(5月22~31日/KBS京都、15秒×25回)                      ○JIS企画履歴書の配布(随時)</p> <p>(3)評 価                      ①効 果                      ・新聞広告やテレビCM等、広告媒体を利用することで、企業だけでなく、府民に対しても幅広く啓発の機会が得られた。                      ・啓発ポスターはハローワーク等の就業支援機関をはじめとする行政機関に配布した。                      ・同時期の集合型人権啓発セミナーがコロナの影響により開催できなかったため、参加企業への啓発ポスター配布及び啓発が行えなかった。</p> ②課題・今後の方向性 ・学卒求人(高卒求人)受付に合わせた時期の啓発は求人予定企業の関心も高いため、引き続き啓発を行っていく。 ・配布できなかったポスターは次年度の人権啓発セミナーにて配布する。
新規・継続	継続		
担当課(室)	人材確保推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【商工労働観光部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
労働相談事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無料相談を実施。</p> <p>(2)内 容 合計相談件数:5,082件(元 4,231件)</p> <p>○一般労働相談 月～金曜日 9:00～13:00 14:00～17:00(祝日・年末年始除く) 相談件数:3,597件(元 2,867件) 主な相談内容(複数回答 上位3項目) ①「賃金」 ②「労働時間、休日・休暇」 ③「パワハラ・人間関係」</p> <p>○社会保険労務士による労働相談 月～金曜日 17:00～21:00(祝日・年末年始除く) 土曜日 9:00～13:00 14:00～17:00(祝日・年末年始除く) 相談件数:1,485件(元 1,364件) 主な相談内容(複数回答 上位3項目) ①「パワハラ・人間関係」 ②「賃金」 ③「退職・退職金」</p> <p>○オンラインによる労働相談の受付 相談件数(合計相談件数の内数):274件(元 276件)</p> <p>○ブラックバイト相談窓口 相談件数(合計相談件数の内数):121件(元 174件)</p> <p>□特別労働相談(弁護士による相談) 毎月第3木曜日(要事前予約 来所相談のみ) 相談件数:48件(元 48件)</p> <p>□働く人のメンタルヘルス相談(産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談) 毎月第2水曜日(要事前予約 来所相談のみ) 相談件数:24件(元 24件)</p> <p>【場所等】京都府労働相談所(京都テルサ内) フリーダイヤルも利用可</p> <p>(3)評 価 ①効 果 合計相談件数は前年度と比較し20.1%増加。</p> <p>②課題・今後の方向性 ・相談員が労働法令関係や制度の説明、労使双方へのアドバイス等を行った。 ・専門的な助言を必要とするケースについては、弁護士、産業カウンセラー、社会保険労務士による相談を実施。 ・相談内容により、監督機関である労働基準監督署への申告・相談、府労働委員会や労働局の「あっせん」、ハローワークでの相談などを紹介。 ・アルバイトをする学生等若者に相談所を周知するため、平成30年度から「ブラックバイト相談窓口」を設置。 ・労使紛争の大半が労働法令の知識不足に起因するものであり、労働教育が課題。 ・解決のためには、国・労働組合・NPO等の労働相談機関との連携強化が必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人材確保・労働政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等 社会の変化等による課題(働き方)			

【商工労働観光部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象として、各工業センター等が実施する研修に対して補助金を交付する。 補助対象団体 一般社団法人長田野工業センター 一般社団法人綾部工業団地振興センター</p> <p>(2)内 容 講演会、研修会等の実施、人権啓発ビデオの購入</p> <p>(3)評 価 ①効 果 【長田野工業センター】 ・大阪企業人権協議会 企業人権協サポートセンター長芝本正明氏を講師に迎え、工場長を対象に「パワハラ防止法を理解し職場において心がけておきたいこと」をテーマに人権啓発研修を実施した。 ・従業員から人権に対する標語作品を募集し、人権意識を熟成すると共に、標語啓発ポスターの有効活用により一層の啓発推進を図ることができた。 【綾部工業団地】 ・公益財団法人世界人権問題研究センター所長坂元茂樹氏を講師に迎え、工場長を対象に「新型コロナウイルス感染症と人権」をテーマに講演を実施した。</p> <p>②課題・今後の方向性 【両工業団地】 研修を通して企業トップの理解、認識を深めるとともに企業が果たすべき課題と役割についても受け止める機会となった。令和3年度も引き続き、人権啓発に向けた企業の自主的な取組を進めていく。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【商工労働観光部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	企業内人権問題啓発セミナー	② 担当課(室)	人材確保推進室
③ 研修設定の意図及び 具体的な目標	企業・職場における公正採用選考の推進及び人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、動画視聴によるWEB研修会を開催 (労働局主催の「企業内人権啓発推進員研修会と同時開催」)		
④ 対象者	企業	⑤ 参加者数	視聴回数 延べ1,453回
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	8月25日～9月6日		公正な採用選考の推進について	吉田 誠	WEB (YouTube動画視聴)
			職場におけるハラスメント対策について	田中 千晴	

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	企業担当者に向けて、公正な採用選考の啓発を基本に、幅広く人権問題啓発を促すような内容としている。
⑬ 参加状況について	YouTube動画の再生回数で、延べ1453回視聴された。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年実施している集合研修をWEB開催に変更することで、企業担当者に 啓発することができた。参加者アンケートではWEB開催についての評価は高かった。公正採用選考、ハラスメント共に具体的な事例の紹介があり、動画を見直すことができたため、理解しやすかったとの意見が多く寄せられた。

【商工労働観光部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	企業・職場人権啓発推進事業	② 担当課(室)	中小企業総合支援課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員に対し、あらゆる差別への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目標として、コロナ禍の人権侵害・就職差別に関して講義形式で実施		
④ 対象者	府内中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員	⑤ 参加者数	116人
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和3年2月12日	オンライン (Zoomウェビナー)	コロナ禍の人権侵害が問いかけるもの	(一社)経営倫理実践研究センター 上席研究員 桑山 三恵子	講義
			就職差別と公正採用選考	商工労働観光部 人材確保推進室 参事 森川 浩行	

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	新型コロナウイルス感染症に関し、感染者や医療従事者等への不当な差別や、中小企業が従業員感染後の対応等によりSNS上で風評被害や誹謗中傷を受ける事例が発生していることを踏まえ、コロナ差別解消への啓発をテーマとするとともに、感染拡大を防止するため、オンライン開催とした。
⑬ 参加状況について	府内の様々な地域における中小企業・小規模事業者、商工業関係団体等から参加があった。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	アンケートでは、ほぼ全ての参加者が内容を理解できたと回答しており、人権意識の高揚につながった。



【商工労働観光部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	府営工業団地立地企業人権研修	② 担当課(室)	産業立地課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	府が造成した工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深める。		
④ 対象者	長田野工業団地、アネックス京都三和、綾部工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等	⑤ 参加者数	116人
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	R3.3.8(月)	福知山市企業交流プラザ	コロナ禍における労働と法	植村 新	講義

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	コロナ禍における労働と法について講義形式で研修を実施した。
⑬ 参加状況について	府営工業団地立地企業23社が研修に参加した。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	コロナ禍において、企業や従業員が認識しておくべき内容について理解、認識を深める機会となった。アンケート回答者全員が内容を「よく理解できた」「ある程度理解できた」と回答。アンケートに意見として「コロナ禍に関する人権問題、企業の取組事例を知りたい」との声があったため、次年度のテーマ選定の検討材料とする。

【農林水産部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
農村女性育成事業(直営) 京の農林女子力パワーアップ支援事業(委託)		4～3月	<p>(1)事業の目的・概要 農村における男女共同参画の推進や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>(2)内 容 ① 家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた京の農業応援隊による個別支援を推進 ② 農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ③ 農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</p> <p>(3)結 果 ① 令和2年度までの締結数 (累計309組) ② 中丹東・西農業改良普及センターで研修会開催 (参加女性延べ人数5人 開催回数1回) 京都府農業士会女性部会視察研修会において6次産業化事例を学ぶ (参加女性延べ人数22人 開催回数1回) ③ 京の農林女子キャリアアップ集中講座開催 (参加女性延べ人数 52人 開催回数5回)</p> <p>(4)評 価 ① 効果 (3)－②では、直売所等への客が減少し、売り上げが大きく落ち込んでいるコロナ禍における販売拡大及び体験商品PRのため、ネット販売の基礎を専門家から学んだ。③では、農業経営ビジョンと実践内容の検討、PRの基礎とコツ、プレゼンテーションについて学んだ。また、先進事例を視察し、理解を深め、自らのキャリアアップ発表を行った。 ② 課題・今後の方向性 今後も継続して女性の起業活動や社会参画活動の取組支援を進めることが必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	農産課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【農林水産部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助		4～3月	<p>(1)事業の目的・概要 京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助</p> <p>(2)内 容 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助</p> <p>① 京都府農業協同組合中央会 ○ 中央会、各連合会(3団体)の役員・職員に対する研修 → 新型コロナウイルス感染症に係る社会情勢を踏まえ集合研修は中止 ○ 啓発資料の作成・配付 2種類 1,240冊</p> <p>② 京都府漁業協同組合 ○人権啓発資料の作成・配布 ・モバイル&amp;スタンド&amp;クリナー 200個 ・ウェットティッシュ 200個 ・ハンディアルコール除菌スプレー 250個</p> <p>③ 京都府森林組合連合会 ○ 連合会・各森林組合役職員等に対する研修 → 7月と2月に予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し中止 人権啓発資料の配付に替えた。 ○ 啓発資料の配布 1種類 546冊 ○ 関係団体が発行する季刊誌に広告を掲載</p> <p>(3)評 価 ① 効果 農林水産関係団体が主催する研修会の実施や啓発資料の作成・配付を通じて、様々な人権 啓発について考える機会を持つとともに、役職員を中心に周知を図ることができた。 ② 課題・今後の方向性 今後も様々な人権問題に対して、研修会・資料等を通じて啓発を図ることが必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	農政課、水産課、林業振興課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職業		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【農林水産部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	② 担当課(室)	農政課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施する。		
④ 対象者	府内農林漁業関係団体職員及び京都府農林水産部関係職員	⑤ 参加者数	18団体
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1			ハラスメント	(公財)人権教育啓発推進センター アトリエエム株式会社	その他(資料配付)

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	本研修会は府内農林漁業関係の11団体と共催で実施しており、毎年様々な人権問題をテーマに開催している。今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、例年の集合研修(講義)を中止し、人権啓発資料を農林漁業関係団体職員に配付した。
⑬ 参加状況について	配付資料は、研修対象団体である18団体の全ての職員に行き渡るよう配慮した。
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	団体向けアンケートでは、職場の人権に対する意識向上に係る設問において、「思う」又は「やや思う」との回答が過半数を占めており、配付資料によりハラスメントやその対応に対する理解や認識が深まったことを確認できたため、一定の効果があったものと思われる。 また、アンケートに回答した全団体が職場で何らかの人権啓発活動を実施しており、引き続き各団体の人権啓発推進を図る。

【建設交通部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
宅地建物取引業者人権啓発		4～3月	<p>(1)事業の目的・概要 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対し、業界団体の研修会や取引士証更新時の法定講習会等の機会をとらえて、基本的人権の尊重、差別の排除に向けた指導・啓発を行う。</p> <p>(2)内 容 ◇宅地建物取引士に対する法定講習&lt;R2.4.15～R3.3.24全20回 計1,607名受講&gt; 建築関係法令等の法定科目に加え、「人権問題」に関する講義時間を設け、宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上を図った。</p> <p>◇宅建業団体人権啓発研修&lt;Web(動画配信)方式によりR3.2.8から配信。アクセス数:345件&gt; 府と業界団体との共催で、業界団体において指導的立場にある役員や一般会員等を対象に、人権研修を実施。WLBC関西木村知佐子氏を講師に、「職場におけるハラスメントの防止」をテーマとして研修ビデオを作成し、業界団体のWebサイトから動画配信を行った。</p> <p>(3)評 価 実際の宅地建物取引の場や職場環境において人権問題に直面したときに、どう対処するべきかを共に考える機会となり、人権意識の向上が図られた。 アンケート調査の結果からも、こういった研修会が人権問題に対する正しい理解と認識を深めることに有効であることが伺える。 本年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、業界団体による会員研修は取り止めとなったが、府と業界団体共催による研修において一般会員も対象としたことにより、一定の補完が図られた。今後も、ウィズコロナを踏まえ、実施方法等について柔軟な対応を行っていくこととする。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	建築指導課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職業		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【建設交通部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	建設業者人権啓発研修事業	② 担当課(室)	指導検査課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	建設業者を対象に、人権への理解を深めていただき、人権問題の解決に資することを目的とする。		
④ 対象者	府内の建設業者約1万社	⑤ 参加者数	(S61～延べ5,705人)
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止				

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	
⑬ 参加状況について	
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本研修の開催を中止した。しかし、昨年度に実施した本研修では、人権問題に非常に高い関心をお持ちの方も多かったことから、今後の開催については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、研修テーマ設定等を工夫していきたい。

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要														
子どもの未来を守る事業		通年	(1)事業の目的・概要 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進する。														
新規・継続	一部新規		(2)内 容(主なもの)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市「学力向上教育サポーター」事業費</td> <td>「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣</td> </tr> <tr> <td>小学生個別補充学習実施事業</td> <td>学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまづきを解消するため、個別補充学習を実施</td> </tr> <tr> <td>府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業</td> <td>府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>幼児教育の質向上・課題解決事業</td> <td>幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育センターを設置するとともに、幼児教育アドバイザーを配置</td> </tr> <tr> <td>地域未来塾</td> <td>様々な課題を抱える子どもを対象に、原則無料で地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援</td> </tr> <tr> <td>家庭教育アドバイザーの配置</td> <td>「子育て世代包括支援センター」等と連携し、子育て等に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施</td> </tr> </tbody> </table>	事項	内容	京都市「学力向上教育サポーター」事業費	「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣	小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまづきを解消するため、個別補充学習を実施	府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施	幼児教育の質向上・課題解決事業	幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育センターを設置するとともに、幼児教育アドバイザーを配置	地域未来塾	様々な課題を抱える子どもを対象に、原則無料で地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援	家庭教育アドバイザーの配置	「子育て世代包括支援センター」等と連携し、子育て等に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施
事項	内容																
京都市「学力向上教育サポーター」事業費	「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣																
小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまづきを解消するため、個別補充学習を実施																
府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施																
幼児教育の質向上・課題解決事業	幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育センターを設置するとともに、幼児教育アドバイザーを配置																
地域未来塾	様々な課題を抱える子どもを対象に、原則無料で地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援																
家庭教育アドバイザーの配置	「子育て世代包括支援センター」等と連携し、子育て等に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施																
担当課(室)	学校教育課 高校教育課 社会教育課																
人権教育・啓発の対象・手法等																	
人権教育・啓発の場	企業・職業																
特定職業従事者																	
人権教育・啓発の推進方策	学校、地域社会、家庭																
解決に資する人権問題等																	
子ども																	

(3) 評価

・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、その核として「まなび・生活アドバイザー」を配置するとともに、中学校や高等学校に配置された社会福祉士等の資格を持つ「まなび・生活アドバイザー」を、依頼があった未配置校に派遣する「巡回派遣方式」のシステムを充実させた。必要に応じて福祉と連携し、困難な状況の改善が図られている。

・「地域未来塾」では、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない子どもを含めた中学生等を対象として、地域住民(教員OBや大学生等)の協力により、原則無料の学習支援を実施して、子どもの学習意欲の向上と基礎学力の定着、地域との連携強化につながる施策を展開した。令和2年度は11市町41箇所を実施。

・教員や保育士のOBを「家庭教育アドバイザー」として3市町3小学校に配置し、支援が必要な家庭を保護者との面談や家庭訪問等によって個別に支援している。学校や福祉機関等と連携し、情報を共有しながら保護者に対応し、児童の登校しぶりの改善等の成果が得られている。

・幼児教育センターから、幼稚園、保育所等の幼児教育施設に対し幼児教育アドバイザーが依頼に基づいて訪問し、助言や研修の講師をすることで、幼児教育の質を向上させることができた。

令和2年度の訪問件数は46件であった。



【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要																										
いじめ防止・不登校支援等総合推進事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 いじめ、不登校、問題行動などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実を図る。</p> <p>(2)内 容(主なもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○未然防止から早期解消に向けて</td> </tr> <tr> <td>いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣</td> <td>専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期発見・相談体制</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置・派遣</td> <td>臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング</td> </tr> <tr> <td>「もう1つの教室」モデル構築事業</td> <td>相談体制の構築に向けた調査研究を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期解決に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ早期対応緊急指導教員の配置</td> <td>いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員(非常勤講師)を配置し、学校体制を強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○重大事案への対応</td> </tr> <tr> <td>学校問題対策チームの設置</td> <td>いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ危機管理チームの派遣</td> <td>深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○組織の設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ対応のための附属機関等の設置</td> <td>いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置</td> </tr> </tbody> </table>	事項	内容	○未然防止から早期解消に向けて		いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	○早期発見・相談体制		スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング	「もう1つの教室」モデル構築事業	相談体制の構築に向けた調査研究を実施	○早期解決に向けた対応		いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員(非常勤講師)を配置し、学校体制を強化	○重大事案への対応		学校問題対策チームの設置	いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置	いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣	○組織の設置		いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置
事項	内容																												
○未然防止から早期解消に向けて																													
いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施																												
○早期発見・相談体制																													
スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング																												
「もう1つの教室」モデル構築事業	相談体制の構築に向けた調査研究を実施																												
○早期解決に向けた対応																													
いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員(非常勤講師)を配置し、学校体制を強化																												
○重大事案への対応																													
学校問題対策チームの設置	いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置																												
いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣																												
○組織の設置																													
いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置																												
新規・継続	一部新規																												
担当課(室)	学校教育課 高校教育課 社会教育課																												
人権教育・啓発の対象・手法等																													
人権教育・啓発の場	学校																												
特定職業従事者	教職員																												
人権教育・啓発の推進方策																													
解決に資する人権問題等																													
子ども																													

○不登校対策の充実

不登校児童生徒支援拠点整備事業	市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充
フリースクール連携推進事業	府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成
ふれあい宿泊学習の実施	不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等

(3)評価

- ・いじめや不登校、問題行動などの解消に向けて、スクールカウンセラー、心の居場所サポーターを配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図っている。令和2年度は、9市町の教育支援センターにもカウンセラー等を配置し、更なる機能の拡充を図った。
- ・いじめについてはアンケート調査や個別の聞き取り調査を定期的に行い、丁寧な実態把握に努めるとともに、未然防止と早期の発見・解消に向け、組織的な対応を進めている。また、教職員向けに、いじめ防止の対応方法や重大事案への対応等を示した「いじめ防止等のために～教職員用ハンドブック～」を作成した。
- ・不登校については、6つの府認定フリースクールとも連携を図りながら、学校復帰や希望進路の実現に向けた支援を継続している。

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成 (人権教育実践事例集〈小学校編Ⅱ〉)		通年	<p>(1)事業の目的・概要 平成28年度から3か年計画で作成してきた「人権学習資料集」(新版)をより効果的に活用することにより、各校の人権学習を充実させるため、「人権学習実践事例集〈小学校編Ⅱ〉」を作成する。</p> <p>(2)内容 平成28年度に作成した〈小学校編Ⅳ〉をはじめとする「人権学習資料集」〈小学校編Ⅰ～Ⅳ〉を活用した効果的な人権学習のカリキュラムをまとめて紹介 [数量] 8,000部 [配付先] 京都府内の公立小・中・義務教育学校・府立学校・市町(組合)教育委員会等</p> <p>(3)評価 ・協力校10校がそれぞれ1つの個別的な視点をテーマとし、それに関する人権学習の展開例等を掲載したほか、人権学習以外の取組や人権教育の全体計画も掲載し、学校における様々な場面での活用が期待できる。 ・「人権三法」に関する人権問題について、学習を計画する際の参考にできるよう、低学年・中学年・高学年を通して系統的に学習するためのモデルカリキュラムを掲載した。 ・作成に際しては、学校での取組の写真や、ワークシート、関連資料等も多く掲載することで、理解しやすく、活用しやすい内容とした。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成(人権教育進路保障資料)		通年	<p>(1)事業の目的・概要 経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布</p> <p>(2)内容 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧 [数量] 22,200部 [配布先] 京都府内の小・中・義務教育学校・府立学校・市町村・保育所・幼稚園・保健所等相談機関等</p> <p>(3)評価 ・経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、各学校をはじめ、各種相談機関(隣保館等を含む)へ配布するなど、援護制度の周知徹底を図った。 ・小・中・高校等の入学前や在学時、また卒業を見込んだ、各段階における援護制度を掲載した。 ・多くの府民が活用できるよう、京都府教育委員会のホームページに掲載するとともに、平成19年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、外国語版(英語、中国語、韓国・朝鮮語)も作成し、掲載している。 ・就・修学及び進学・就職のための援護制度だけでなく、保護者等への支援についても併せて紹介できるよう、参考資料として掲載した。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等・学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
消費者被害の未然防止		通年	<p>(1)事業の目的・概要 令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、消費者被害の拡大が予想されることから、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に基づき、学校教育の中で全ての高校生に消費者教育を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・消費者庁作成教材「社会への扉」等を活用し、府内全ての高等学校等で成年年齢引き下げに対応する消費者教育を実施 ・高等学校等における消費者教育の事業事例を府内高等学校に紹介・普及 ・教員対象に「社会への扉」活用方法等に関する研修会を開催(2回)</p> <p>(3)評 価 ・府内の全公立高等学校において、「社会への扉」も活用しながら家庭科の授業等で消費者教育を実施し、消費者として自立することの重要性を理解できた。 ・平成29年から令和元年度までの3年間、消費者教育推進校に指定された府内8つの高等学校の教員が消費者教育の授業例を作成・実践する「消費者教育推進校事業」を実施。そのとりまとめとして「京都発未来をつくる授業への扉 ～消費者市民社会をめざして～」が発行され、府内高等学校に配付したところであり、各校において活用が期待される。 ・令和4年度から実施される「新学習指導要領」には、契約の重要性、消費者保護の仕組みに関する指導内容を充実させるよう明記されている。ICTを有効に活用する等の工夫をしながら、生徒一人ひとりが自分事として考え、主体的・対話的で深い学びにつながるような取組をしていく必要がある。 ・今後も、教員の指導力の向上を図るとともに、府民環境部消費生活安全センターをはじめとする関係機関と連携し、消費者教育を一層推進していく必要がある。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	高校教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	府立高等学校		
特定職業従事者	教職員		
人権教育・啓発の推進方策	授業等の実施		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
消費者被害の未然防止		通年	<p>(1)事業の目的・概要 令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、消費者被害の拡大が予想されることから、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に基づき、学校教育の中で全ての高校生に消費者教育を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・消費者庁作成教材「社会への扉」等を活用し、府内全ての高等学校等で成年年齢引き下げに対応する消費者教育を実施 ・高等学校等における消費者教育の事業事例を府内高等学校に紹介・普及 ・教員対象に「社会への扉」活用方法等に関する研修会を開催(2回)</p> <p>(3)評 価 ・府内の全公立高等学校において、「社会への扉」も活用しながら家庭科の授業等で消費者教育を実施し、消費者として自立することの重要性を理解できた。 ・平成29年から令和元年度までの3年間、消費者教育推進校に指定された府内8つの高等学校の教員が消費者教育の授業例を作成・実践する「消費者教育推進校事業」を実施。そのとりまとめとして「京都発未来をつくる授業への扉 ～消費者市民社会をめざして～」が発行され、府内高等学校に配付したところであり、各校において活用が期待される。 ・令和4年度から実施される「新学習指導要領」には、契約の重要性、消費者保護の仕組みに関する指導内容を充実させるよう明記されている。ICTを有効に活用する等の工夫をしながら、生徒一人ひとりが自分事として考え、主体的・対話的で深い学びにつながるような取組をしていく必要がある。 ・今後も、教員の指導力の向上を図るとともに、府民環境部消費生活安全センターをはじめとする関係機関と連携し、消費者教育を一層推進していく必要がある。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	高校教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	府立高等学校		
特定職業従事者	教職員		
人権教育・啓発の推進方策	授業等の実施		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育研究推進事業 (人権教育研究指定校事業)		通年	<p>(1)事業の目的・概要 人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>(2)内 容 文部科学省指定(国) 〔指定校〕 京都府立東稜高等学校(令和2年度指定) 〔研究主題〕 人権感覚を身に付けて、真の自己実現にTRY 〔特徴的な研究実践〕 人権学習の中で、3つの力(自己理解、他者理解、対人スキル)の育成を図り、生徒の自己肯定感・自己有用感を高め、自信を持って発言、行動できる力を身に付けさせる。 総合的な探究の時間において各生徒の希望したテーマに分かれた探究活動や各クラスでのグループワークによるテーマ探究・発表等、教科の枠に捉われない多様な問題について生徒が主体的に取り組む授業を展開し、様々な課題についてグループで協働して取り組む中で、それぞれの課題について理解を深めるとともに、コミュニケーションの能力と自己肯定感の向上を図る。</p> <p>(3)評 価 ・人権学習において、新型コロナウイルスに係る人権問題を扱い、新型コロナウイルスに関する新聞記事や自分の行動の振り返りについてグループで対話し、出た意見を全体で発表した。対話的な学びの中で多様な視点から自らの考えを深めることができ、不安や恐怖によって偏見や差別が生まれるという意見や、このような差別事象は決して他人事でなく、誰もが当事者、すなわち被害者にも加害者にもなり得るというねらいに迫った意見がまとまっていた。 ・総合的な探究の時間の「振り返りシート」の記述から、回を重ねるごとに自らの考えが深まっていく様子が見られた。 ・初対面の相手とも対話を通じて自分の思いを表現できるようになり、目的達成に向けた役割分担や計画設定などを各グループで主体的に取り組めるようになった。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要												
<p>人権教育研究推進事業 (人権教育総合推進地域事業)</p> <table border="1" data-bbox="159 368 741 667"> <tr> <td>新規・継続</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>担当課(室)</td> <td>学校教育課(人権教育室)</td> </tr> <tr> <td>人権教育・啓発の対象・手法等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権教育・啓発の場</td> <td>学校、地域社会</td> </tr> <tr> <td>特定職業従事者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権教育・啓発の推進方策</td> <td></td> </tr> </table> <p>解決に資する人権問題等 人権全般</p>	新規・継続	継続	担当課(室)	学校教育課(人権教育室)	人権教育・啓発の対象・手法等		人権教育・啓発の場	学校、地域社会	特定職業従事者		人権教育・啓発の推進方策		<p>通年</p>	<p>(1)事業の目的・概要 学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図り、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>(2)内 容 文部科学省指定(国) 〔指定地域〕 長岡京市(長岡中学校区)(平成30年度～令和2年度指定) 〔研究主題〕 人権尊重の精神の高揚 ～一人ひとりの児童生徒の進路実現を目指して～ -《つかむ・つなぐ・つむぐ》-</p> <p>〔特徴的な研究実践〕 3年間にわたる指定継続の3年目として、中学校区3小学校を含む4校の交流を深化させるとともに、小中9年間を見通した系統性のある人権学習計画の作成等に取り組んだ。また、3年間の研究の概要や、人権学習の指導案等を掲載した研究紀要を作成、配付することで、成果の普及を図った。 「学力充実部」「人権学習部」「集団づくり部」の3つの部会を軸として以下に示すような調査研究に取り組んだ。</p> <p>【学力充実部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての児童生徒が基礎学力を身に付けるための指導の工夫</li> <li>・一人一人の思いや考えが大切にされる「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業方法の充実</li> </ul> <p>【人権学習部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた人権に関する知的理解の育成</li> <li>・人権問題を自らの課題として捉え、解決しようとする実践的な態度の育成</li> <li>・自己実現に係わる想像力・共感性・感受性・コミュニケーション能力の育成</li> </ul> <p>【集団づくり部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自他の良さを認め、自他の人間関係を調整する能力の育成</li> <li>・異学年集団の関わり、校種を超えた体験活動・つながりづくり</li> </ul> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響で、研究発表会や授業公開等は実施できなかったが、人権学習の取組は、昨年までの2年間の取組を踏まえて実施することができ、充実したものとなった。</li> <li>・コミュニケーション能力の育成を目的に、話し合い活動を継続して取り組み、2年間小学校で取り組んでいた児童が中学校へ進学し、話し合い活動の活性化に力を発揮する等の成果が表れた。</li> <li>・3年間の取組によって、今後も継続して、人権意識アンケートを用いて児童生徒の人権意識の変容等を経年比較し、検証するための体制が確立された。</li> </ul>
新規・継続	継続													
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)													
人権教育・啓発の対象・手法等														
人権教育・啓発の場	学校、地域社会													
特定職業従事者														
人権教育・啓発の推進方策														

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育推進事業(学習教材・啓発資料整備)		通年	<p>(1)事業の目的・概要 生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料などの整備を推進</p> <p>(2)内 容 学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚資料を整備し、人権研修を始め、様々な機会に、ニーズに応じて無償で貸し出しを行う。</p> <p>〔視聴覚資料の整備〕ビデオ(DVD)の購入と活用 ・保有数 494本(2年度購入 5本) ・貸出数 51本 〔視聴者数〕ビデオ(DVD)の購入と活用 延べ 849人(元年度 延べ2,156人)</p> <p>(3)評 価 ・新しく購入する視聴覚資料について、他課の協力を得ることで幅広い視点での意見をきいて購入することができた。 ・昨年度に比べると新型コロナウイルス感染拡大の影響で、例年実施されている企業や学校の研修等がなかったため視聴者数は減少しており、研修会等あらゆる機会を利用し紹介することに努めるとともに、ニーズに即した資料の充実を図る。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			



【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
森と小川の教室推進事業		6～8月	<p>(1)事業の目的・概要            障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>(2)内 容            ※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に関わり、国や府の指針、社会情勢により、寝食を伴う宿泊のリスクやボランティアでお世話になっていた大学生の事業への参加が難しく、スタッフが確保できないことにより2年度については中止。</p> <p>(計画内容)            実施場所：るり溪少年自然の家及びその周辺            期 間：令和2年8月8日～8月13日 5泊6日            参加者：府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童 活動内容：テント設営、野外炊飯、班別プログラム(クイズラリー・溪流散策等)の自然体験            指導者：京都教育大学教授 坂東 忠司            立命館大学客員研究員 菊地 俊介            運営スタッフ等：社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、職員他            その他：・スタッフ研修会 6/20～21(1泊2日)            ・親子説明会 7/4～5(1泊2日)</p> <p>(3)評 価            ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、専門指導員と連携し事業内容を検討し中止や縮小して実施の判断が必要である。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども、障害のある人			

【教育庁】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
トータルアドバイスセンター設置事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員(精神科医、臨床心理士)、家庭教育カウンセラー(臨床心理士)、教育相談指導員(京都府総合教育センター電話相談員)、京都府総合教育センター所員等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>(2)内 容 教育相談</p> <p>[実施方法・相談時期] 電話教育相談 毎日 24時間対応 メール教育相談 毎日 24時間受付 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月1回程度(各教育局等)</p> <p>[令和2年度 相談件数(延べ)] 電話教育相談 5,067件 メール教育相談 57件 来所教育相談 1,385件 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉鎖期間あり 巡回教育相談 99件</p> <p>(3)評 価 ・児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。 ・24時間電話教育相談に応じるとともに、携帯端末からも入力可能なメール教育相談についても常時受付を行うなど、府民からの教育相談の整備を図ることができた。 ・今後も、担当職員の人権に関する感性を高め、相談者の人権を大切に業務を行う能力の向上に努めるとともに、個人情報の確保に配慮しながら、各専門機関、学校・教員との連携・協働を進める。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	学校教育課、社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭、学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等 子ども			

【警察本部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	職務倫理教養	② 担当課(室)	教養課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	職員一人一人がその職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成する。		
④ 対象者	警察職員	⑤ 参加者数	
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1			新型コロナウイルス感染症拡大に伴い集合研修中止		

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	一定期間、集中的に警察教養を受ける機会がなかった職員を対象として、職務倫理(国民の期待に応える警察活動、警察における人権教育)、業務管理(非違事案対策、ハラスメント防止)等の教養を実施する予定であった。
⑬ 参加状況について	参加者なし(新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったため)
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案の上、規模・実施時期・実施方法等を検討しつつ、今後も継続して実施し、警察職員としての倫理観、使命感及び責任感を醸成する。

【警察本部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	聞こえのサポーター養成講座	② 担当課(室)	教養課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	人権に配慮した警察活動に資するため、聴覚障害への理解浸透を図る。		
④ 対象者	警察職員	⑤ 参加者数	
⑥ アンケート実施有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1			新型コロナウイルス感染症拡大に伴い集合研修中止		

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	警察職員に対する聴覚障害への理解浸透を図るため、京都聴覚障害者福祉協会から講師を招へいし、聴覚障害概論等に関する教養を受講させる予定であった。
⑬ 参加状況について	参加者なし(新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったため)
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案の上、規模・実施時期・実施方法等を検討しつつ、今後も継続して実施し、警察職員に対する聴覚障害への理解浸透を図る。

【警察本部】

令和2年度 人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

① 事業名	採用時教養における人権教育	② 担当課(室)	警察学校
③ 研修設定の意図及び具体的目標	新たに採用された警察官及び職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的知識を習得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深める。		
④ 対象者	採用後、警察学校に入校した初任科生及び一般職員初任科生	⑤ 参加者数	
⑥ アンケート実施有無	有・無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	通年	警察学校	人権一般	教育主事	講義
2	年4回	警察学校	各種ハラスメントの防止	警務部人事調査官	講義
3	年4回	警察学校	高齢者疑似体験	(株)大井製作所代表取締役	ワークショップ

評価	
⑫ 研修計画(テーマ・手法等)について	<p>教育主事により、「京都府人権教育・啓発推進計画」について説明するとともに、同計画実施方針において掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者等に関する人権問題について、講義方式により幅広く教養を行うことにより、警察官として、職務の遂行に必要な基礎的知識の習得や人権問題等について理解の深化を図った。</p> <p>警務部人事調査官による「ハラスメント教養」については、ハラスメントの現状や関係規定、警察職員としてハラスメント防止のために認識すべきことについて説明するとともに、相談窓口や対処方法等について教養することにより、ハラスメント防止対策に他する正しい知識と理解を深めた。</p> <p>また、高齢者の身体機能を擬する装置を装着しての歩行等を体験する「高齢者疑似体験」を通じて、高齢者の特性を理解するとともに、高齢者の保護や行方不明者届出等に適切に対応するため、府警本部主管課による「認知症高齢者対策」のロールプレイング教養により、認知症に対する正しい知識と理解を深めた。</p>
⑬ 参加状況について	<p>人権教養、ハラスメント教養及び高齢者疑似体験については、新たに警察職員として採用された初任科生全員が受講した。なお、年度当初計画されていた、ひと・まち交流館京都及び京都府聴覚言語障害センターへの現地研修については、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止とした。</p>
⑭ 研修効果(課題・方向性等)について	<p>人権に密接に関係する職業従事者として、人権に深い関心を持ち、人権に配慮した職務執行を行うことが必要不可欠であり、警察職員の新規採用時に人権問題について幅広く教養を行うことにより、全学生が人権問題に関する理解と知識を深めることができた。</p> <p>ハラスメント教養は、ハラスメントの定義や対処方法等の正しい知識を得ることで、ハラスメント防止意識の高揚につながった。また、高齢者疑似体験では、学生が実際に体験し、見聞きすることにより高齢者に対する理解をより深めることができた。</p>

